

平成 28 年

第 5 回飯館村議会定例会會議録

自 平成 28 年 6 月 10 日
至 平成 28 年 6 月 16 日

飯 館 村 議 会

平成28年第5回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期7日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 10	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 11	土	休 会	.	議案調査
第3日	6. 12	日	休 会	.	議案調査
第4日	6. 13	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～3番）
第5日	6. 14	火	休 会	.	議案調査
第6日	6. 15	水	休 会	.	議案調査
第7日	6. 16	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成28年6月10日

平成28年第5回飯舘村議会定例会会議録（第1号）



平成28年第5回飯館村議会定例会会議録（第1号）							
招集年月日	平成28年6月10日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野支所						
開閉会の日時及び宣告	開会	平成28年6月10日 午前10時10分					
	閉議	平成28年6月10日 午前11時10分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8			
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	1番 高野孝一	2番 渡邊計			3番 菅野新一		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 北原美樹			書記 宮崎義之		
地方自治法 第121条の 規定によ り認め たもの のため 出席した 者の 氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○ 出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○	
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○	
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○	
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○	
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子		
	選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成28年6月10日（金）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明



会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配布のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

6月6日に開催されました福島県町村議會議長会定例会総会において、多年にわたり地域の振興・発展に貢献された功績により、大谷友孝議長が「特別功労者」として福島県町村議會議長会から表彰されました。

次に、本定例会に村長より送付ありました議案は予算案件4件、条例案件3件、その他案件1件、計8件であります。

次に、本日までに受理しました陳情はお手元に配布の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況でありますが、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が合同行政調査のため、5月24日、小中一貫校土佐山学舎の設置と管理運営状況についてと、大豊町の住民生活の現状と行政の対応並びに支援策等について、高知県高知市及び大豊町ほかを訪問調査しております。

なお、各常任委員会並びに議会運営委員会から所管調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、6月7日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてはお手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

（議長より「特別功労者」の授賞のあいさつあり）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 会議を再開いたします。

（午前10時05分）

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって1番　高野孝一君、2番　渡邊　計君、3番　菅野新一君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君）　日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は本日から6月16日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの7日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君）　日程第3、村長提出の議案第54号から議案第61号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君）　本日ここに、平成28年第5回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

初めに、このたび大谷友孝議長におかれましては、長年の議会活動の功績が認められまして、福島県町村議會議長会において栄えある特別功労者を表彰されたということであります、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げながら、さらなるご活躍を期待するものでございます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして3月定例議会以降の村政の主な動きを申し上げます。

初めに、今年4月1日よりスタートといたしました機構改革に伴う新たな役場組織機構についてでございます。

今回の組織機構は、復興・再生と帰村を見据えまして、それぞれの課がお互いに連携できる弾力的な体制をとれるようにしたことと、あわせて可能な限りワンストップで事務処理ができるように考えたところでございます。また、避難している村民への生活支援や行政サービスをできるだけ低下しないよう、飯野支所を新たに設置し対応しているところでございます。

現在のところ、大きなトラブルや村民からの苦情などもなく順調に推移しているところであります。なお、7月1日から飯野支所を除き、ほとんどの職場が本庁に移ることになりますので、今まで以上に本庁と飯野支所との連携を密にし、また村民への目配り、心配りにも十分配慮し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、避難指示解除時期についてでございます。

去る4月5日に、原子力災害対策本部長である安倍総理大臣宛てに、村と議会の連名で要望書を提出してまいりました。要望の内容でありますが、1つは「避難指示解除時期を平成29年3月末とすること」、2つ目は「長期宿泊を平成28年7月1日からすること」の

2項目でございます。

なお、要望書提出の趣旨は、村民に対する東電からの賠償を考慮し、「財物賠償」を「6分の6」の最大限の確保をし、村民の賠償の格差ができるだけ縮めてあげたいということで、平成29年3月末としたところでございます。ご承知のとおり避難指示解除の権限は国になっており、今までの他の被災自治体の解除の動向を見てみると、このまま村でも何も手を打たないでいると、葛尾村、南相馬市小高区、川俣町山木屋などの解除時期にあわせ、今年の秋ごろに解除されるおそれも十分ありましたので、今回、議会と協議し、先手を打って提出したものです。

国としては、村の要望に対し、今後、村、議会、村民などの意見、要望を聞き、判断したいとの回答がありました。

その後、国・村・議会の三者共催で村民の意見や要望を聞くための「方部別住民懇談会」を4月24日から5月11日にかけて県内5カ所で開催しました。また、5月11日には、原子力災害現地対策本部長である高木経済副大臣が来庁し、村民各界各層からの代表からの円卓会議による意見交換並びに議会全員協議会での意見交換をそれぞれ行ったところであります。

さらに、村独自で仮設住宅などの自治会を対象に5月22日から、これから6月12日までの日程で「自治会懇談会」を開催しております、できるだけ多くの村民との意見交換の場を設けているところでございます。

これら一連の懇談会及び意見交換会では、「徹底した除染を」「放射線量に対する健康への不安」とか、あるいは「営農商工業の再開への支援を」「雇用の確保は」「医療・介護の対応は」「防犯体制の整備を」「学校再開への不安」などなど、いろいろなところで多くの意見、要望が出されたところでございます。

国としてもこれらの意見、要望に対し、予算の確保はもとより、できるだけ本村の復興に対し支援していくという方針が示されているところでございます。

なお、今後のスケジュールですが、国としては6月中に再度、議会並びに村民との懇談会、意見交換会を開催し、その後に村からの要望2項目に対する最終判断をしたいとのことでございます。

次に、学校再開であります。

その時期でありますが、当初、29年4月を再開時期と決定していたわけですが、飯館中学校の校舎及び体育館の改修並びに校庭やスポーツ公園などの周辺整備に時間を要するということ。また、国の補助事業の予算確保や採択時期との関係で1年延長せざるを得ないと判断し、平成30年4月と方針を変更させていただいたところでございます。

なお、学校周辺の徹底した除染や、スクールバスの運行路線の見直し、園児や児童・生徒数の減少に伴う教育の質など、ハード以外の課題も多く残されているところでありますので、したがって、子供たちが安全で安心して学校生活が送れるよう、また飯館村の学校に入ってよかったですと言われるよう、引き続き国・県とも協議をしながら環境整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、役場飯野出張所の閉所式であります。

早いもので、福島市からここ飯野支所をお借りして役場飯野出張所を設けて以来、今月22日で満5年目を迎えるところであります。村としては既定方針どおり、7月1日から飯野支所を除き、全ての役場機能を本庁に移すこととしており、現在、移転のための準備を進めているところであります。

つきましては、今月22日に役場飯野出張所の閉所式を飯野支所でとり行うこととしております。

なお、福島市及び飯野町の皆さんにはこの5年間、飯野支所の方をお借りし、かつ仮設住宅などに避難している村民に対し、地元のイベントや交流会への招待など、温かく接していただき、まことに感謝にたえないところであります。村民を代表し、心からの御札を申し上げるものであります。

次に、役場本庁再開に伴っての帰庁式であります。

役場飯野出張所の閉所式は6月22日を行った後、飯野支所を除くその他の課については、7月1日に全て本庁に移し、業務を再開することとしております。

つきましては、本庁へ役場機能を移すに当たり、帰庁式を7月1日に役場本庁でとり行うこととしているところであります。このセレモニーには、今までご支援をいただいた関係自治体及び関係者を招き、役場本庁の再開を祝うとともに、村の復興に向けた新たな出発を内外にアピールするイベントにしたいものと考えているところであります。

次に、各課の主な業務について報告いたします。

まず、総務課関係です。

大火山に建設を進めておりました「いいひたちまでいな太陽光発電株式会社」の発電所が完成し、4月22日に竣工式を行ったところであります。本村初のメガソーラー発電所であり、復興計画の柱の1つである「再生可能エネルギーの利用」の方針に基づき、村としても積極的にこれを推進してきた事業でございます。今後は、この会社の益を最大限に活用し、復興に寄与してまいりたいと思っております。

また、6月1日には、深谷復興拠点に整備を進めておりました太陽光発電所の竣工式も開催いたしました。さきの大火山の施設とあわせて、本村復興の基盤となる施設が完成したことは、本村の復興の姿を内外に示すものと期待しているところであります。

住民課関係であります。

4月25日に今年度の「いいひたち全村見守り隊の出発式」というものをいちばん館で行いました。当日は、見守り隊員のほか、南相馬警察署長あるいは村の消防団長も出席し、連携協力して村内の防犯活動に取り組むことを申し合わせ、警察と合同で村内パトロールを行ったところであります。

税関係です。

平成27年度の所得申告は、2月8日から3月15日までの日程で受け付けを行い、今回は1,174件と、例年どおりの受け付け数であります。

4月18日には固定資産税の納税通知書3,329件、5月18日には軽自動車税の納付通知を4,256件、それぞれ発送しております。

次に、健康福祉課関係であります。

4月2日に子育て支援施設の「すくすく」に大型遊具を設置し、その披露会をしたところであります。遊具は、室内遊具「木っころころがし」、かなり高い遊具であります、これを1基と、屋外遊具「展望ジャングルジム」の1基、これを子供たちの楽しみと活動の場として入れまして、子供たちに喜ばれているというところであります。

次に、総合健診であります、5月11日から5月21日までの10日間、16歳以上の全村民を対象に仮設住宅などを会場に実施しました。健診とあわせ、県立医科大学などの協力を得まして、よろず健康相談も例年どおり実施したところであります。今回の受診者数は1,513人でした。

今年度も、電話での受診勧奨や家庭訪問などにより、年1回受診するようにと、あるいは健康管理をということで勧めたわけであります、7月から9月に医療機関で実施する施設検診でさらに受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

なお、5月14日には鳴原フカノさんの100歳の賀寿として福島県の知事贈呈式が行われ、村からはお祝い金と記念樹の贈呈をいたしてきたところでございます。フカノさんは、飯館村で17番目の100歳到達者で、さらなるご長寿を祈念申し上げたところであります。

次に、復興対策課関係のこととござります。

農政関係では、村が行う実証栽培の一環として、5月12日に小宮地区、草野向押地区、須萱地区の圃場1ヘクタールにおいて、品種「コガネモチ」「天のつぶ」の鉄粉コーティングのもみの直播を実施し、5月20日には臼石地区、八和木地区で「天のつぶ」の移植による田植えを実施したところでございます。

また、主要野菜の出荷制限、摂取制限の解除に向けた実証栽培であります、行政区から推薦のあった30ヵ所の候補地について現在、県と協議中であり、7月には実証地を確定し、栽培協力者の方々への説明会を実施する予定でございます。

その他、伊丹沢地区での繁殖和牛の飼養実証、松塚地区での水田放牧実証、深谷地区、外内地区でのエゴマ、ソバ栽培実証などについて、県などと協力して順次準備を進めているところであります。

次に、県の営農再開支援事業の推進組織となります「農業復興組合」は、5月末時点では13組合が組織されたところでございます。

除染関係であります。

5月12日現在の除染の進みぐあいであります。宅地98%、農地75%、森林84%、道路38%であり、5月下旬には約5,500人の作業員が入り、今年度内の完了を目指しているところであります。

宅地については、現在、雨樋の下などの高線量箇所を周りの線量と同程度までに低減させる工事として局所対策工事を順次実施しているところでございます。

農地については、剥ぎ取り、客土の後に、地力回復工事を順次実施しておりますが、なかなか進みぐあいは若干おくれているようでございますので、これから国に作業員を増員しながら年度内完了ができるよう求めているところであります。

次に、「片づけごみ回収」であります、屋内ごみ及び農林系のごみや長尺物については、5月上旬から受け付け回収が開始されたところでございます。

商工労政関係であります。

去る3月24日に、宿泊体験館「きこり」の入浴施設の営業を再開いたしました。再オープンから5月20日までの利用人数は983人ということで、1日当たり約20人に利用していただいているということでありましたので、2月に館を閉めました「いやしの宿いいたて」にかわる憩いの場、交流の場となっているなと思っています。今後、研修棟、宿泊棟、コテージ棟を改修し、来年春には全館の営業再開を予定しているところであります。

次に、東京電力の賠償による「飲料水安全確保対策事業」の進みぐあいがありますが、井戸掘削などの平成27年度の実績は34件で、本年度に入り、13件の補助申請がありました。現在、順次、事業を進めているところでございます。

次に、建設課関係でございます。

まず、帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装の進みぐあいがありますが、申し込み件数515件のうち、昨年度142件が完了し、今年度に繰り越した35件について、地権者との立ち会いのもとに工事を着手しております。今年度は、200件の工事を計画しており、順次、工事発注しているところであります。

次に、農地保全及び災害復旧事業ですが、昨年9月の関東東北豪雨災害309カ所のうち、補助災害で実施できない106カ所と、軽微な災害96カ所について、帰還再生加速化交付金事業により、今年度実施予定でございます。また、草野地区、飯樋地区の農業集落排水施設は、国直轄事業で2次管路調査を実施し、被災箇所は災害復旧事業補助で復旧予定となっているところであります。

次に、県関係工事ですが、2級河川新田川の土砂撤去は、関沢から松塚までの3キロメートルについて、今年度実施予定でございます。その他の箇所についても今年度実施できるよう県に要望しているところでありますが、残土処理場の場所の確保を要請されておりまして、早急に候補地の選定を行っているところであります。

また、県道原町・川俣線についてですが、草野字車地内から深谷地内にかけて、道路の拡幅とバイパス整備の計画があります。今後のスケジュールといたしましては、今年度は、地権者説明と測量調査設計、来年度に用地買収、そして30年度から工事着手と聞いております。八木沢トンネルに続きまして、県道の整備が進められるということになる予定でございます。

次に、長泥、蕨平、比曾、前田・八和木、4行政区の飲料水安全確保対策交付金事業でございますが、26年度から27年度にかけて聞き取り調査を行い、要望件数は88件でしたが、昨年度が3件完了し、今年度は17件の発注を終えておりますが、申請件数が少ない状況でありますので、再度、お知らせ版などで住民周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、大谷地団地災害公営住宅であります。去る5月20日に第1期工事8戸の竣工式を開催いたしました。式の終了後には内覧会も行っており、バリアフリーや環境に配慮した先進的な住宅となっており、入居者の皆様には長期宿泊の開始時点から入居が可能ということになります。

引き続き、大谷地団地2期工事において、2棟8戸の新築と、既存住宅19棟54戸の解体

を進めることとしております。飯檍の桶地内住宅につきましても、10戸を建設予定で、今年度、測量設計を実施し、29年度工事着手を予定しているところでございます。

また、既存住宅のリフォーム工事につきましては、対象となる51戸のうち、昨年度に8戸を実施し、今年度は42戸の修繕工事を予定しているところであります。

次に、飯野支所であります。

現在の村民の避難状況ですが、5月1日現在、県内自治体に避難されている方は、福島市に3,678人、伊達市に568人、川俣町に463人、相馬市に399人、南相馬市に379人ということになっております。

住まい方としては、住宅取得、親戚宅などという者が2,367人、県内の民間借り上げアパートなどが2,225人、応急仮設住宅に905人、県外への自主避難で354人、公的宿舎などに277人であります。そのほかに老人ホーム、病院に12人が入所中でありますし、また村内に残る未避難者は13人で、いいたてホームには36人が入所しているという状況でございます。

次に、平成28年度の「自治会懇談会」を5月22日の松川第1仮設住宅を皮切りに、14カ所で開催しているところであります。

懇談会では、現在の村の復興状況、避難解除見込み時期や長期宿泊の見通しなどについて丁寧に説明しているところであります。いろいろ村民の不安などが少しでも解消できるように、懇談会でいろいろ意見の交換をしながら、そして、その声を村政に反映していきたいと思っているところであります。

教育委員会関係でありますが、3月4日から6日に本村小学校の39名が奈良市で開かれた「東日本大震災復興に寄せるチャリティーコンサート」というものに出演し、村民歌「夢おおらかに」と「ときよめぐれ　までのロンド」の2曲を披露してきたところでございます。

奈良市の子供たちは、昨年夏に向こうから訪問を受けたのを契機として交流しております、今回も昼食と一緒に食べたり合唱したりと、交流を重ねてきたところであります。子供たちの歌声を通して、村の元気を伝えられる発表になったと考えているところであります。

次に、本年度、村の幼稚園、小学校、中学校に通う児童・生徒数は232名となっておりまして、昨年と比較して70名余りが減っているという状況でございます。内訳は、幼稚園が本来園児数144名に対して34名、小学校が300名に対して110名、中学校が199名に対し88名となっており、避難生活の長期化による子供や親の意識も少しずつ変化していることが伺えるところであります。

次に、小学校の運動会でありますが、5月21日に中学校のグラウンドをお借りしてやりました。当日は天候に恵まれ、子供たちの元気な声に励まされる運動会となったなと思っております。

また、5月23日に飯舘村二枚橋地内において、残念ながら本村スクールバス委託運転手が関係する交通事故が発生し、その運転手さんが亡くなられたということでございます。勤務時間外に飯舘村の自宅に向かう途中での事故と伺っているわけでありますが、亡くなら

れました方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げる次第であります。

次に、交流センター建設工事の進みぐあいであります。現在のところ工事は順調に進んでおりまして、6月20日に竣工検査を行う予定であります。その後、交流センター前駐車場や植栽工事、多目的集会所の外装修繕工事などを行い、8月13日にはオープニング式典を開催する予定であります。その前に一、二回、内覧会などができるべきいいなとも考へておるところであります。

以上が3月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第54号は、平成28年度飯館村一般会計補正予算（第3号）であります。

既定予算総額に2億4,638万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を98億3,969万8,000円といたしました。歳出の主な内容は、総務費の中の総務管理費に5,969万9,000円、戸籍住民基本台帳費に458万円でございます。民生費として社会福祉費が178万5,000円の減であります。衛生費の中の保健衛生費に3,823万4,000円、水道費に742万1,000円、診療費に486万円でございます。農林水産費の農業費として5,120万円、商工費の中の商工費に630万7,000円、土木費としての土木管理費に998万7,000円と道路橋梁費に440万5,000円、教育費として教育総務費に780万3,000円、社会教育費に1,474万1,000円、諸支出金として普通財産取得費に3,600万円などを計上いたしたところでございます。

なお、これらを賄う財源として、国県支出金、繰入金、繰越金などを充てることにしております。

議案第55号は、平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算の総額に2億8,205万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億2,316万4,000円といたしました。

議案第56号は、平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算の総額に742万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億507万2,000円といたしました。

議案第57号は、平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算の総額に391万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億5,257万4,000円といたしました。

議案第58号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

平成28年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額について、税率及び軽減額を改正するものであります。

議案第59号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する平成28年度の国民健康保険税について、引き続き減免するための改正でございます。

議案第60号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、平成27年度に引き続き、平成28年度の保険料も対象とするため改正するものであります。

議案第61号は、相馬地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございます。

これは相馬市役所の建てかえに伴い、組合の事務所の位置を変更するものでございます。

以上が提出議案の概要でございます。

それでは、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時40分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○ ◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時10分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月10日

飯 館 村 議 会 議 長

大 石 友 孝

同 会議録署名議員

高 橋 寿 一

同 会議録署名議員

渡 邊 計

同 会議録署名議員

管 野 新 一

平成28年6月13日

平成28年第5回飯館村議会定例会会議録（第2号）



平成28年第5回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成28年6月13日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野支所					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成28年6月13日 午前10時00分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席09名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経	5番 松下 義喜		6番 伊東 利		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 北原美樹		書記瀬川雅幸		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一		農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年6月13日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順 1～3番）
- 日程第 3 陳情第1号審査報告



会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります、6月10日に総務文教常任委員会が陳情第1号審査並びに所管事務調査事項協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開かれております。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

撮影はここまでにしていただきたいと思います。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。5番 松下義喜君。

5番（松下義喜君） おはようございます。平成28年6月定例議会において一般質問を行うものであります。

趣旨、任期満了に伴う村長選への出馬についてであります。

全村避難から5年が経過し、村民の長期にわたる避難生活も限界に来ているものと推察される。一方で、避難指示解除の時期も来年3月末の方向で現在、村、議会、国の三者で協議中であり、いずれ、そう遠くない時期に国から方向性が示されるものと思われます。

しかし、帰村の時期が決定されたとしても、解除後の課題も多く残されており、村民の帰村に対する不安は少なくありません。具体的には、放射線に対する不安、ホットスポットへの対応、健康不安、農地に一時保管されているフレコンバッグの搬出、里山、河川、ため池の除染など初め、除染後の農地の保全管理、営農再開、商店や事業所の再開、医療や介護、そして雇用の確保、学校の再開、人口減少に対する地域コミュニティへの取り組みなどなど、まさに課題は山積みしています。

については、菅野村長は、引き続き、これらの当面する重要な課題に取り組むため、今年の10月に予定されている村長選挙に再出馬する考えはあるのか、村長の考えを伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 松下議員の再出馬の意思は、との質問にお答えさせていただきます。少

し長くなることをお許しいただきたいと思います。

あと5日で50歳になるというときから、今後、5ヵ月ほど特別なことがなければ、10月26日をもって5期20年間、飯館村の長を勤めさせていただくことになります。まさか、このように長く勤めることになるとは全く思ってもみなかつたことあります。私が20年間という長きにわたり飯館村長職についてこれたというのは、とりもなおさず、時代の大きな変化によるものが実に大きいものと考えているところであります。

時代の大きな変化とは、今から12年前の平成の大合併であり、もう一つは5年前の今後地球上で二度と起こってはならない原子力発電所の爆発事故であり、それによる全村避難であります。

合併は、法定合併協議会の最終段階に入っていたながら、私の判断で離脱いたしました。飯館村は、合併にくみせず自立の道を歩むことが村民のためになるという私なりの判断基準がありました。

その結果、厳しい選挙戦にはなりましたが、多くの村民の支持により、自立の村づくりにかじを切らせていただきました。まさか、今、こんな被災が待つていいようとは誰も想像さえしていなかつたわけですが、もし合併していたなら、今のような対応は何ができるんだろうと思うと、ちょっとぞつとするような気もします。

その結果、村民から合併しないならば、自立の村づくりのしっかりととした基礎をつくるべし、お前の責任で、との村民の声に押され、3期目から4期目に入ってしまいました。隗より始めよですので、当時、30%の給与カットをもって、までいライフいいたての村づくりを進めてきたところであります。

までいライフいいたての村づくりを進めて7年目に入ろうとしていた矢先に、今度は原発事故による全村民の避難という全く想像もしていなかつたことに出くわしてしまったわけであります。今度は、我々の避難を指揮してきたのは村長なんだからしっかり対応してもらわないと、との声で5期目に入ってしまったということであります。

つまり、その都度、大きな変化への対応に対し、村民の皆さんに私に強い期待を込めてくれたということが5期20年になろうとしているということだと思います。今、改めて、村民のその都度の思いに対し、私がさらに思いを強くしているところであります。私は、その期ごと、一期一期初心に返り、惰性に陥らないよう、かつ常に時代の流れをしっかりと読んでいかなければということを心がけてきたつもりであります。

さらに、もう一つ守ってきたことがあります。それは、村長初当選の折、支持者から贈られた公正無私の大きな掛け軸であります。首長になった以上、絶対に私利私欲に走ってはいけないという私に一票を投じた人の熱い想いであります。強い期待でもあったであります。今もって、本庁の机の後ろに私の執務姿を見下ろすように大きくかけられているところであります。

今、原発事故の対応、全村避難への対応では、体重を減らし、血圧の薬の常用の変化はありますが、国、東電との対応の中で、私のそのときそのときの判断や考え方方が6,000人の村民のこれから的人生や生活を左右することになるのだという極限の責任の重さの中で、少しでも誤りのなきよう、私の力のあらん限り、あくまでも私なりではあります、

全力で努めてきたところであります。

その責任の重さから解放されたい、楽になりたいという気持ちが全くないと言えばうそになります。しかし、3月の新聞紙上に村長選に出られるという方の名前が挙がってからというもの、あらゆる会合や通りすがりまで、私の近くに寄ってこられ、まさか出してくれるんだろうなとか、我らを見捨てないでくれよ、さらに避難させた責任があるからしっかり責任を果たしてもらわないとだめだよ、などの声を私の耳元に小声でささやかれることが多くなってきました。また、先日は、後援会からも出馬への強い要請があったところであります。

今、村は7月1日からの長期宿泊、そして来年の3月31日をもって避難解除、帰村宣言となる村にとっても村民にとっても一番大切であり、難しい時期に差しかかるということになります。さらに、解除がゴールではなく、全くのスタートであり、かつ長期のマラソンになるわけであります。

そう考えたとき、ここで大きな変化というものが村の復興にどう影響するかということも考えなければならないものと思ったところであります。特に、この5年間の復興への国・県、さらに東電との交渉や対応の中でできたつながりは深いものがあります。誤解ないよう願いたいのですが、被害者と加害者の関係はしっかりと持った上で、復興に向けての向きあい方は、相手が何であろうと対等の立場で交渉してきたゆえの深さであり、人によつては信頼関係らしきものから強い要望や提案を何度もなくしてきたところでありますし、また村民のために村独自なりのことを実施させてきたことも数多くあるところであります。

国・県などのパイプのほかに、もう一つ、私個人としてのつながりの中で多くの方々に指導であり支援、応援、そしてボランティア、イベント実施などいただいたことがあります。そのような方々から、村長だからこうして村に来ているの、などの声を聞くこともあります。そうしますと、今、これから避難解除に向かい、復興に向けて進む一番大切な時期に、これらの人々のつながり、パイプを切ったり薄くすることが果たして村の復興を停滞することになりはしないかという思いがあるのも事実であります。

そんなこと、こんなことを含めて熟慮した結果、出てくれるんだろう、責任があるよの村民の声に対し、楽をさせてくれの話は言ってはいけないことと考えたところであります。よつて、10月の飯館村の村長選に6たび手を挙げさせていただき、もし村民からの負託、信託が得られるのであれば、村民からいただいた私の20年間の経験を最大限に使い、私なりに築いた人脈を最大限に活用させてもらい、我がふるさと飯館村の再生・復興に全精力を傾けるべきが私の今の進む道であろうという考えに至つたところであります。

大変長くなつて申しわけありませんが、これで松下議員の質問の答弁とさせていただきます。以上であります。

5番（松下義喜君） 終わります。

議長（大谷友孝君） 7番佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 平成28年第5回定例会に当たり、3項目9点について、村民の立場から

質問、提案を申し上げます。

初めに、村民が置かれている社会情勢であります。自公政権の国の運営は、アベノミクスの3年半で大企業は史上最高利益を上げる一方、国民の賃金は減り続けています。8%への消費税増税、医療や介護の負担増、年金の減額で景気が低迷となっております。そのことを首相も認める状況であります。

安倍政権は、結局、途方もない国民生活における貧富の格差を広げたのであります。税金の集め方から見ると、5%、8%への消費税増税は、家計消費を抑え込み、景気を悪化させ、社会保障の財源をつくるのではなく4兆円もの大企業減税、大金持ちほど低くなる所得税負担率、富裕層、大企業への課税逃れを進めているわけであります。

税金の使い方を見ると、社会保障、若者や子育て、医療、年金、介護、認可保育園、大学授業料と奨学金問題、派遣社員、ブラック企業、最低賃金、残業時間などなど、国民のための本来の税金の使い方と逆行しているのであります。日本農業を壊し、多国籍企業に経済主権を売り渡すTPPは、聖域を守る情報公開とした国会決議を踏みにじって強行し、私たち福島の苦しみはなかったかのように原発再稼働と、加害者の方々が続けられています。

平和問題と憲法9条においても、国民の意思を無視して進めることにより、米軍基地、アジア外交、日米関係による危険な道となっているのであります。私たちの先人、先輩たちの戦死の上に70年以上も日本は戦争で殺し殺される国ではなく平和で世界に誇れる憲法9条を守り発展させているのであります。戦争をしない、軍隊を持たないと憲法9条で決めてあるのであります。二度と同じ苦しみとならないように原発ゼロの国づくりも重要であります。

今、国政選挙に向けて、国民からは集団的自衛権からの憲法違反の安保法制は廃止が求められていますが、自公政権は憲法を改悪して国防軍を明記し、緊急事態条項の名で戒厳令導入と動いております。本来、憲法は権力側を監視し、国民のためになることを示すものであり、国民を縛りつけるものではありません。日本憲法は、戦争を放棄し、国民の権利、自由を守る法であり、政府に戦争をさせないためにつくられたものであります。

このように、村民が置かれている日本の政治情勢、社会情勢の生活の上に立って、村民の声、願いを代弁し、明確な答弁を求めます。

初めに、私たちが被ばく者、被害者となった原因である放射性物質への対応についてですが、多くの集会などで村民の声は聞いたと一方的に決め、村民のためにと国より早く発言する村長であるが、あなたの考える完全除染とは何か。村総面積230キロ平方メートルの約85%、199.5キロ平方メートルには、大空から広散された危険毒物がそのままで村内に残っているのであります。緑豊かな飯館村、村民が安心・安全な生活となるための施策と計画及び実態を伺います。

放射能は、よく飛行機に乗ったら、レントゲンを受けたら、酒を飲んだら、たばこを吸ったらなどを示して、まるで安全宣言かのようにされておりますが、原発事故で村に広散された物質は、人間の体にとって牛、馬、自然界の動植物にとってどう影響すると考えているのですか。村民への健康に対しての安心・安全についての実態把握、被ばくし続けて

いることでの病気発症などへの不安・不満に応える施策を伺います。

現在における状況の中で、放射性物質に対する基準値が事故前、事故当初、そして現在と基準は推移している内容となっております。安心・安全とする村の考える基準値を伺います。

原子力発電所の爆発事故は、人為的に起きましたが、東京電力は今でも認めないわけであります。被害を受けた方々は、5年2カ月が過ぎ去り、当初とは違う何重ものストレス、課題を抱え込んでおります。村は、生活再興への対策として、実証試験、商工業支援など進められておられますが、今後における生業再開、営業、経営安定の保障と村としての施策及び助成を伺います。

原発事故は、生活丸ごとの村民への移住をさせ、後発避難と村の施策によりコミュニティなど、なくしたものはたくさんあります。国に先がけて避難解除を発表している村長に伺いますが、家に移住しているだけでは生活とならないし、労働、生産、文化、コミュニティなどなど、憲法で保障された人間としての生き方へのしっかりとした支援を伺います。

憲法上、奪われた村民の権利は、たび重なる議会の場で何度も聞いていますが、今まで回答らしき答えはありませんでした。多くの村民が生活の中に放射性物質が山積みにあることでの健康被害、風評被害などを心配していますので、村民が合意できる損害賠償を求めるとともに、公正・公平な賠償実現を願っています。

フレコンバッグの中身は、ご存じのように高濃度の危険毒物であります。この汚染物が原因で5年2カ月の生活をしたことを忘れてはなりません。蕨平にある施設は、故障のため5カ月処理を休みということであり、このような事態はさらなる賠償を求める要因でもあります。

国会の予算委員会で安倍首相は、避難解除は期限を切るべきではないという発言がありました。皆さん、今の状況はどうですか。まさに、国会でのうそ発言であります。そして、5年2カ月の村政のあり方は、加害者の都合で進められている安く早く終わりしたい加害者、国の動きであります。こんなときだからこそ、村民がわかりやすい行政機関とし、不安・不満がいっぱいある村民にきちんと寄り添うべきであります。

原発事故後の移住生活の中で、村長は加害者と同列同席を繰り返し、時には加害者にかわって権限予算が国なのに発言しておられます。被害者代表として同列同席をやめ、村民の声、要望を生かすようにすべきであります。さきの説明会で村民の方から、説明資料などたくさんあるものについては18歳以上の方に事前配付するなど、十分資料内容を精査し理解してから説明会、懇談会は開くべきだという多くの村民からの要望がありますように、今こそ、民主主義と情報公開を徹底して行うべきであります。

この間の行政執行に対して、議案と提案を繰り返してきましたが、今もって村民主人公の立場にない村長のやり方は、原発事故後、一、二年は大変な状況にあって無理な課題もありましたが、現在、5年2カ月が過ぎましたので、事故前に多くの先人、先輩、そして多くの村民で築き上げた村と村民の協働による村づくりとすべきであります。

計画づくり、村づくりは村民を中心とならないとスタートできないし、村長の選ぶアド

バイザーと一部村民のやり方を改め、村民参加型を重視すべきであります。村民の声、願いを潰すのではなく生かすこと。村職員が喜んで働き、村民と一緒に成れるよう改善すべきであります。

放射性物質、危険毒物は、目に見えないし、においも味もしませんが、村全体に現在も置かれていることは真実であり、体に影響があることも真実だと思います。明快な答弁を求め、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番佐藤八郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

3点大きくありますが、最後の村のビジョンへの対応についてということで3点お答えさせていただきます。

まずもって、村としてはこの5年間、加害者である国や東電の言いなりになって村政を運営したことは一度もありません。常に村民のことを思い、村民のためにあらゆる提案をし、今日に至っていることはご理解いただけるものと思っております。

村は、このたびの原子力災害からの復興のための対策について、特に除染や賠償、生活インフラの整備、生活支援対策など、これまで国や県、東京電力に対して、それぞれしっかりと責任を果たすよう求めてきたところであります。

これらを進めるに当たっては、村民の立場に立って実現したことも数多くあると思っておりまして、例えば、除染の場合はイグネの伐採や農地全域での剥ぎ取り実施、生活インフラの整備では家屋の解体や昇口舗装、賠償では帰還困難区域を対象としていた住居確保損害を他の区域にも対象とさせたことや、草地の単価を畠地と同様の単価とするなど、村民の立場に寄り添いながら対応してきたところであります。

今後、避難指示解除がなされ、より本格的に村の復興が進むに当たっては、これまで以上にさまざまな問題、課題が出てくることが予想されるところであります。村としては、今後とも村民に寄り添いながら、村民の不安や不満が少しでも和らぐよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解ください。

2つ目ですが、加害者と同列同席の対応をやめ、村民の声や要望が村政に生かされるようにということであります。

村は、このたびの原子力災害からの復興について、国・県、東京電力に対して、要求すべきところはしっかりと要求し、責任を果たすよう対応してきたところであります。

なお、同列同席の対応に関しましては、懇談会などの会場の都合上、国と同列に配置させざるを得ないところもございます。つまり、今、仮に借りている会場ということもありますし、あくまでも村は村の立場で村民のご質問、ご意見にお答えし、国に対しても、村民の前で国に対して激しい口調で改善の話や質問を投げかけたことも私は二、三回あるのではないかと思っています。佐藤議員も同席したはずでありますから、席が云々ということではないということはわかっていただけると思っているところであります。

また、懇談会等の説明資料の事前配付につきましては、資料の確認作業の関係、全戸配付の日程の関係などがありまして、どうしても開催までに間に合わない場合もありますが、できるだけ事前配付をするよう、これからも努力してまいりますし、国・県に対しても同様の対応がとれるよう要望してまいりたいと思っています。

○ 3点目であります。村と村民の協働参加型を重視すべきとのご質問であります。

村の復興は、行政の力だけではなく村と村民との協働が不可欠であり、村民が主体となって行う村づくりは、まさに復興に当たって目指すべき姿であろうと思っているところであります。

村としては、これまで村民が復興、村づくりにかかわれるよう、懇談会や各種会議などの場で、村民の皆さんからもさまざまご意見、提案、アイデアをいただきながら、各種復興行政に取り組んでまいったところでありますし、各行政区ごとのいわゆる会合なども以前あるいは今でもやっているところであります。

その際、村民は、広範囲にばらばらに避難しておりますので、震災前のように数多く集まつていただくことが難しい状況もあるわけであります。なお、人数は少なくとも、全体の懇談会、説明に加え、仮設、借り上げ住宅の自治会を対象とした懇談会もほかの自治体よりもはるかに多く開催しながら、できるだけ多くの村民の声を聞く機会を設けてきたところであります。

一方、避難指示解除前後の計画づくり、村づくりについては、これまで以上に村民との協働が重要になってくると認識しており、より一層、村民の意見を聞く機会を設けてまいりたいと思っております。

また、村づくりを進めていく上で、これまでにも学識者によるアドバイスなどによって成果の上がった事例も数多くありますし、村の復興計画の基本がいわゆるネットワークの村づくりということですので、これからもアドバイザーの活用も復興には大切な一面であると考えておりますので、今後とも活用を図りながら、村民ともども話し合いをして進めていきたいと思っているところであります。

他のご質問は、副村長以下担当課長にお答えさせていただきます。以上でございます。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、大きな質問1番の放射性物質への対策について1点目と3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の放射性物質を限りなくゼロにするための計画と施策及び実態についてお答えいたします。

現在、村内の除染は、国の除染計画におけるガイドラインにより、人の健康の保護の観点から「生活圏を優先」として住環境を中心に面的除染をしております。村としては、できる限り空間線量の低減を求めているところでございます。また、除染を完了した宅地については、国は、局所的に高い放射線量箇所があれば、再度、除染をする局所対策工事を昨年度から本格的に取り組んでおります。

おただしの完全除染でありますと、村内に降り注いだ放射性物質を全て除去することは物理的に難しいと考えております。

村としては、国の長期目標であります追加被ばく線量、年間1ミリシーベルト以下になるよう、国に対し今後も強く要望してまいります。

なお、宅地等林縁部から20メートル以遠の森林除染、里山再生についてでありますと、本年3月に福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取り組みとして、国より公表がありましたが、現在、その取り組みについて、国・県並びに事務レベルの協議をしているところ

ろでございます。

村としては、これまでの森林・里山再生については、村が事業主体となって実施できる国の交付金制度の確立を要望しておりますので、引き続き国・県に要望してまいります。

次に、除染の実態ですが、除染を開始した平成24年10月から平成28年4月までに完了した箇所での低減率ですが、1メートル高さで宅地は66%減、農地は52%減、森林は30%減、道路は39%減となっております。

次に、3点目の放射性物質に対する基準の推移と安心・安全とする基準値についてお答えいたします。

まず、基準の推移ですが、国の除染計画では、年間20ミリシーベルトを超えるところは年間20ミリシーベルト以下に下げ、年間20ミリシーベルト以下のところはより下げる。また、長期目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指すというものであります。

これに対し、村は平成23年度の村復興計画第1版で、年間5ミリシーベルト以下になることを村の除染目標値として、これまでこの目標値以下になる除染を国に強く求めてきたところであります。

安心・安全とする基準ですが、学識者等でいろいろな見解はあるところであります。国は国際放射線防護委員会、いわゆるICRP勧告をもとに年間20ミリシーベルト以下であれば、身体への影響はほとんど認められていないとしております。

なお、放射線量に対する考え方一人一人異なりますので、おただしの安心・安全とする基準値を示すことは難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

健康福祉課長(但野正行君) 私からは7番佐藤八郎議員の放射性物質対策についての2点目、村民の健康の安心・安全をどのように実態把握し、被ばく、病気発症などへの不安・不満に応える施策を示せについてのご質問にお答えさせていただきます。

村民の健康管理については、原発事故後の放射性物質による健康被害の状況を判断するために、内部被ばく検査と甲状腺検査を実施しております。27年度の検査結果につきましては、内部被ばく検査を述べ888人が受検し、結果につきましては、全員1ミリシーベルト/年ですが、未満となっております。甲状腺検査につきましては、延べ418人が受検し、経過観察者は5名おりますが、がんやがんの疑いの人はおりませんでした。県民健康調査につきましては、26年度には延べ2,465の方が受診し、健診の結果につきましては、上乗として実施している白血球分画などの検査数値に異常は見られませんが、震災前に比較し、いわゆる生活習慣に起因する血圧、脂質、肝機能、血糖検査の数値の異常者が多い結果となっております。24年、25年と同様、保健指導の対象となる割合は、男性が高い傾向となっております。

福島県立医科大学放射線医学健康管理センター等の見解によりますと、甲状腺検査等の検査を実施している範囲では、「放射線の影響による健康被害は考えにくい」との知見を出しております。また、放射線の影響を見るためには、長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても、今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査

の体制を整え、切れ目なく毎年実施できるようにしてまいります。

また、村が実施する検査項目に加え、県が白血球分画などの検査項目を上乗せして実施しておりますが、今後につきましても、長期にわたり継続して検査できる体制を維持し、年に一度の健康チェックの機会としてさまざまな機会に検診の呼びかけをし、安心・安全が確保できるよう、しっかりと対応してまいります。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の生活再建への対策についての2-1と2-3についてお答えいたします。

まず、なりわい再開の件であります。

現在、村内において操業を再開している事業所等は、震災当時からの継続操業事業所6社を含めて51社となっております。

これまでの事業所等への補助であります、平成24年度から中小企業等グループ補助金を73社が受けておりまして、補助金総額はおよそ10億円を活用しまして、車両、重機等の更新や事務所の改修などの事業展開等に対し支援してきたところであります。

また、今後、村内において事業再開等を行う中小事業者を対象として、新たに県の補助事業として県原子力被災事業者事業再開等支援補助金が新たに制度化されました。内容は、原則4分の3の補助率で1,000万円限度の補助事業であります。

この補助事業を活用して、村内での事業再開等の支援を図るため、来月1日になりますが、村商工会と村との連携で中小事業者等を対象に説明会を開催することとしているところであります。

次に、村としての施策であります、これまで村企業立地支援事業により、避難期間においても雇用促進による工場増築あるいは事業再開による工場取得の支援として50%補助と機械導入支援として3分の1の補助事業に取り組んできたところであります。

今後も、要望のある企業に対して、村企業立地支援事業を活用して支援を継続してまいりたいと考えております。また、やる気のある企業、中小事業所等で国・県等の補助に該当しない事業などについても、村の陽はまた昇る基金を活用した支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、2-3賠償関係であります。

今までの国との協議や原子力損害賠償紛争審査会での四次追補では、避難指示解除後の東電による損害賠償で精神的損害は、早く戻っても遅く戻っても7年分ということで既に支払いがなされているところであります。財物賠償は、今のところ、来年3月末解除になりますと6分6という見込みであり、それ以上の継続はないものと考えております。

ただし、営業損害については、継続するのか否かについては、まだ明確に方針が示されておりません。今後、対応の内容が示されるものと考えておりますが、一律ではなく個別ごとの損害賠償になるのではないかと考えているところであります。

また、国に対し、村内に存在する放射性物質の除去など徹底した除染を求めているところでありますが、完全除染は先ほどの答弁にもあったように物理的に難しい状況でありますが、できるだけホットスポットなどの再除染によって線量の低減を図ってまいりたいと思っております。

次に、風評被害の件であります。村に戻り営農や商工業を再開したが、計画どおりの収入が見込めなかった場合の対応ということで、減収分に対する補填などの生活支援的な制度の確立について、国・県に対して強く要望してきました。今後も引き続き要望し、村民の営農や営業再開に対する不安を少しでも解消できるよう取り組んでまいります。

また、健康については、村として現在まで進めております甲状腺検査や内部被ばく検査、

健康診査などを継続して実施し、村民の健康管理に努めてまいります。以上であります。
総務課長（愛澤伸一君） 私からは2-2生活再建への対策についての人間としての生き方への支援についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、村の復興は人が戻るだけでなく、そこに暮らす村民が生きがいを持って、なりわいはもとより文化的生活を営むことができるようになることであろうと考えてございます。

その考え方を踏まえた上で、現在行っております支援といたしましては、まず労働に関する支援であります。事業所及び企業に対しまして、さきの答弁でもお答えいたしましたが、グループ補助金等の活用により村内での事業再開を支援しております。また、議会のご理解をいただき、村内コンビニエンスストアに関しましても、そこで働く従業員確保のため、人件費の一部をかさ上げするなどの支援を行っているところでございます。

次に、生産の観点で申し上げますと、例えば、農業支援に関しましては、中山間直接支払制度や多面的機能直接支払制度等、既存の事業のほか、福島県営農再開支援事業を活用し、昨年度から各行政区で始まった復興組合を中心に農地保全を図りながら、県や村による試験栽培、実証栽培を経て、営農の再開を目指す支援を行っているところでございます。また、里山再生に向けた事業の展開につきましても、国に要望しているところでございます。

次に、文化活動への支援でございますが、今年完成予定の交流センターを中心といたしまして、婦人会や老人クラブ、各種文化団体やスポーツ団体の活動拠点として幅広く活用していただきたいと考えておりますし、それらの活動に対して、村としてもしっかりと支援してまいりたいと考えてございます。

次に、コミュニティに関する支援でございますが、地域づくり事業等、これまで行ってまいりました各行政区の自主的・自立的な取り組みに対する支援を今後も継続するほか、仮設住宅等の単位で避難中に新たにつくられましたコミュニティを維持するための同窓会のような催しも支援できるよう検討しているところでございます。

このほかにも、当面する課題は数多くございますが、村民と対話をしながら、一つ一つ実現に向けて取り組んでまいります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） まず、1-1ですけれども、放射性物質汚染対処特措法で8,000ベクレル以下は普通どおり対応という流れになって、本来からすれば100ベクレル、要するに原子炉等規制法に定められた放射性物質の定義からすればですけれども、80倍もの基準上げというか、加害者の都合に合った汚染物処理になっておりますけれども、村としてはできる限り空間線量の低減を求めております。これからも求めます。

さらには、高いところについては局所対策工事をやらせますとありますけれども、でき

る限り空間線量の低減を求めるのはいいですけれども、どの程度までを求めるんでしょうか。年間20ミリ以下まで求めるのか、国際的法の年間1ミリを求めるのか。あとは、局所対策工事については、何カ所が現在あって、実施箇所は何カ所になっているのか、まず伺っておきます。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今、村の除染として除染での目標という部分の基準はというおただしであります、先ほど答弁しましたように、国としては20ミリを節目とした部分で、それ以上ある場合はそれ以下にするように、またそれ以下の場合はより下げるようについて、曖昧的な基準だなということも当初計画に出されたとき感じまして、村としてはどうするんだという部分、これも何度かお答えしておりますけれども、平成23年度の復興計画をつくる下部組織で除染部会というところで議論していまして、まずは20ミリ云々ではなくて、やっぱり村として基準を設けるべきではないかということで、当時、年間5ミリという数字を出して、時間当たり1マイクロシーベルト以下になることを目指すということで復興計画に上げてきた経過がございます。

そういう意味では、国に対して、今現在の除染においても時間当たり1マイクロシーベルト以下になるようにすべきだとこれまで求めてきました、今の状況の中では時間当たり1マイクロシーベルト以下になっているところがほとんどと認識しております。やはり、そういう状況で局所的に高いところがあるということで、これも協議の中でホットスポット対応ということで局所対策工事をしております。

数字的には上がっておりますが、ちょっときちんとメモっていなかつたものですからおよそでありますが、多分1,500世帯くらいが局所対策工事の場所になっているということで、今現在、500か600程度の数字だったかなと思っております。あと、具体的な数字については後ほどお答えさせていただきたいと思います。以上であります。

○
7番（佐藤八郎君） そうしますと、加害者がつくった放射性物質汚染対象特措法という法律ができたので、それに沿って8,000ベクレル以下は普通ごみ対応、そういう中でできる限り空間線量低減を求めていくという流れですね。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、除染に当たっては、先ほど答弁しましたように、何しろ安心して戻れる環境づくりというのが除染の責務と思っておりますので、できるだけ低減になるように求めていきたいということであります。

あと、廃棄物の部分で特措法の8,000ベクレルという部分ですが、これをきちんと国も公表というか公開してきているという状況を踏まえまして、何らかの考え方をまとめいかなくちゃならないのかなと思います。8,000ベクレルが安全だという国の言い方でありますけれども、ただ、それを村民が素直に受け入れられるかという部分では、ちょっと私は担当者としては疑問を持っている部分もありますので、この辺についてはもう少し精査していかなければならないなど感じておりますので、今後、国と協議させていただければと思っております。

ただ、法律で決まっているという部分がどうしてもあるものですから、そこをどう越えていくかというのもこれからのお話の中になるのかなと思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 法律で、加害者が我々国民に放射性物質汚染対象について聞いて決めた

のではなくて、加害者が都合いいように決めた放射性汚染物ごみ処理の問題であります。これは守らないと私たちも罰せられる可能性がありますけれども、被害を受けた我々としては、震災前からあったものであれば、それはそれでいいんですけれども、そもそもっと食品基準みたいに、それ以上に厳しくなったのならいいですけれども、だんだんと緩め、緩め、緩めていく、我々被災者に寄り添ったものではなくて、逆に放射性物質を散らかした側が自分らのやりやすいようにやっていくこのやり方に、村民の健康や命を守る行政として、今、課長から答弁ありましたけれども、きちんとその辺を踏まえていただきたいと思います。

物理的に完全除染は難しいと村は言っておりますけれども、きょうの答弁であります。それは2-3の部分でも物理的に難しいという言葉が答弁に出てきますけれども、どんな村としての実証やら、どんなことをやった上で物理的に難しいと考えておられるんでしょうか。私もいろいろな方々と協力しながら4年間ぐらいずっと除染をやり続けてきましたけれども、長期にわたって国家予算の中でやれば、長期にはなりますけれども、完全除染に近い、今よりはずっとずっと近い完全除染になるというのはもう実証済みであります。だから、村がどんなことを自分で放射性汚染物質を除去するために、そして村以外に隔離するためにやってきて、ここで物理的に難しいと言っているのかを、まず、お聞きします。

復興対策課長（中川喜昭君） 完全除染は、答弁のように物理的に難しいとお答えしております。

まず、今現在、除染を進める中で低減率という部分がございます。農地であれば5センチ程度の剥ぎ取りをして、また復土するという形での部分、これは5センチというのはそこに8割方放射性物質がとどまっていることでの5センチという形にしております。あと、そのほかの部分は、それより深く入っているということがありますので、完全除染ということになれば100%というおただしと考えておりますので、またその2割分を取るにはかなりまた深くしないといけないという部分がありまして、そういう意味では物理的に難しいかなと。

あとは、全村に降り注いでいる放射性物質でありますので、今は住環境ということでやっています。今後、いわゆる奥山と里山、あと20メートル以遠の森林の部分がやはり面積的にも簡単にはいかないであろうという部分で、今、里山再生などという新たな制度もできるということでもありますけれども、そういう奥山の部分までも除去するにはかなり厳しいと考えてのお答えをしているところでございます。

ただ、八郎議員からありましたように、いろいろな実証の中で長期的には完全除染になるという部分のお話もありましたので、そういう部分も参考にしながら、やはり国としては年間1ミリシーベルトを目指すということを長期的にはうたっておりますので、これらを盾に、やはりできる限り空間線量を下げるというのは国にも強く求めていきたいと思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 私が知る限り、村民の何十人の方が自分で除染したり、いろいろな研究者の手をかり、頭をかり、機材を借り、いろいろな努力をしています、村民が。そういう

う村民の努力を村が集めようとも聞こうとも参考にしようともしない。そして、国が言う、国が言う、加害者が言うことをうのみにするだけの村政執行で村民の健康や命を守られるとは、私は思っていません。

そういう意味では、すぐにはできません。75%の森林をすぐになんていうことはできません。まして、あれから5年、森林であれば5年先の年輪のところに放射性物質が今もありながら育っています。一部は芯までも入っているというデータも出ております。そして、樹木が、1本の木が片方枯れて片方枯れない、そういう実態も、花、植物、小動物の異変も実態としてあるわけです。そういうものをつぶさに、村内のものであれば、村が中心になって独自にそういう機関を設け、村民を雇用しながら調査を、実態を明らかにしていく、そのことが原点ではないんですか、この被害を受けたという。

国が言う、その後、都合よく法律が変わったから、川俣の町でも何でも青いシートかけて放射性汚染物を運ぶんだなんていう、村の中は自由にどんなことをやってもいいんだという、そんな話はないでしょう。車が移動すれば、歩けば歩くほど、そこの線量は上がるんです、実態として。そんなのは除染活動で十分わかっているでしょう。つまり、今も放射性物質は動き、移動し、拡散しているのが実態なんです。

だから、物理的に難しいのはお金を出す加害者が難しいと言っているのか、お金を出したくない、早く安く終わりたいから言っているのかわかりませんけれども、村はその立場ではないでしょうというのが私の思いです。

そのことを言うとともに、林縁部から森林除染、今後、国・県並びに事務レベルの協議ということで近々出すということですけれども、いつごろ出るんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 森林除染については、林縁部から20メートルということで、それは森林除染としての部分ではないのではないかということで、国に対して、村からも議会と連携して陳情を上げたり要望を出したり、あとは県でも出しているということで、今回、復興庁、農林水産省、あと環境省のプロジェクトチームで福島の森林林業の再生に向かた取り組みということで骨子と、あと取り組み内容が出されております。

それで、一度、国・県と協議しまして、7月か8月には方向を決めていきたいという話であります。今、県と事務レベルで協議しまして、実証事業もあるということでありますので、どういうメニューが村にとっていいのかという部分の打ち合わせをしているというところでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 次に、2-1に移りますけれども、内部被ばく検査と甲状腺検査のまず受診率。

健康福祉課長（但野正行君） 内部被ばく検査、甲状腺検査等の受診率ということでございます。

27年度の受診率は、甲状腺検査の受診率は87%でございました。あとは内部被ばくの検査の受診率は、受診者数はわかるんですが、総数がちょっと動いておりますので後ほど報告させていただきます。

7番（佐藤八郎君） 私の答弁書、とめ方がおかしいんです。

1-2に戻りますけれども、安心・安全とする基準値を示すのは難しいというお話ですけれ

ども、それは国の言う年間20ミリシーベルト以下が村も安心・安全の基準値と思うから難しいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 20ミリについては、先ほど答弁しましたように、国として I C R P 勧告ごとに20ミリ以下であればということでございます。ただ、村としましては、20ミリ以下という国の基準はありますけれども、やはり幾らかでも被ばく量が少なければ、やはり体には影響ないものと考えております。

ただ、20ミリ以下であれば安全だという話をしても、やはり私は1ミリでないと安心できないとか、あるいは50ミリでも全然問題ないよという、いろいろな学識者の方々の話がありますので、それで村民がそれぞれ捉え方も異なるということもありますので、示すことは難しいのかなと。村として安全数値が幾らだという数値は個人ごとの考え方があるということでの示すことはできないということ、難しいということでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 2-1、陽はまた昇る基金を使って、今、国・県でやる以外の事業で村民のやる気ある企業とか、そういうものには出していくということでありますけれども、今考えられている方、申し込みのある事業というのはどんなことでしょう。

副村長（門馬伸市君） 先ほどお答えしましたように、企業から要請のある国・県補助事業はかなりありますし、そちらで対応できる分は対応しております。国・県の補助にならないというのは、多分、小規模なものが多いと思います。例えば、商店街の改修も補助事業のメニューはあるんですが、内容によっては補助のメニューにあっても実施できない部分も出てきます。ですから、国・県補助で補助されない部分のところはやはり村単で、補助残全部というわけにはいきませんけれども、幾分かの支援をしていかねばと。

それから、国・県の補助の残、例えば、今は補助率いいですけれども、だんだんと補助率が下がってきますので、そうした場合に補助残の負担が大変だというのも出てきますので、そういう部分の補助残の2分の1を補助するとか、そういう方法をとっていかざるを得ないのかなと思っています。

今のところ、まだ国・県補助以外で具体的にこういうことをしたいということは、官民合同チームが今事業所を回っておりますし、多分、多いところは3回から4回ぐらい村内の企業訪問をしています。その中で、具体的に私はこういう事業に取り組みたい、あるいは再開したいということで話を伺って、どういう補助が一番いい補助率になるのかということも相談を受けながら、戸別訪問の中で今対応しております。ですから、村に直接来る場合もありますし、官民合同チームの中で、訪問活動の中で要請している企業、事業所さんも数多くあると聞いています。

なお、村内で震災前に事業をしていたのは二百二、三十社あったんですが、そのうちの40%は戸別訪問の結果、再開したいという希望があるようありますから、かなり多くの事業所、企業の皆さんが出たくて事業をしたいという希望があるようでございます。

7番（佐藤八郎君） 2-2についてですけれども、家の中で居住しているだけの生活にならざるを得ない人が今考えられますけれども、家の中での線量は幾らで、家の周辺で幾らの生活になると、つまりどれだけの放射線量を浴びてもいいという生活になるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 帰村をしてから自宅で生活していただくという形になるかと思います。それで、今、自宅に戻った際にどのくらいの被ばく線量になるのかとか、そういう部分の対応としまして、帰村される方々に個人線量計を持っていただくということで今考えております。

それで、ただ預けるだけじゃなくて、1ヵ月くらい、その方の線量がどの程度になっているかという部分をデータ的に見まして、あとは行動的なものです。例えば、日にち、あと時間帯まで見れますので、そのときに線量の高いところがあれば、どのような生活をしているかという部分なども実態として聞き取りなどをしながら、生活する中での線量の調査等をしっかりとやっていくという考えをしているところでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 避難によってというか集団というか、集団移住に行かなくて余りにもばらばらな分散移住になったので、なかなかいろいろな活動分野が壊れてしましましたけれども、村の有数の婦人会や老人クラブの現状の運営状況を伺っておきます。

○ 教育長（中井田 榮君） 現在、婦人会におきましても老人会におきましても、組織を立てながら活動しているところであります。これからも復興に向けて、婦人会におきましても老人会におきましても、これから帰村、さらにはスタートになるわけでありますので、組織を挙げて活動していただくように、教育委員会、生涯学習課としても支援してまいりたいと考えております。（「活動状況」の声あり）活動につきましては、若干調べさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

7番（佐藤八郎君） 2～3ですけれども、賠償について、それ以上の継続はないものと考えております。これは、これ以上はないんだと国と協議されている結果なんでしょうか。加害者の国、東電、どちらがこれ以上はないと言っているんでしょうか。

○ 副村長（門馬伸市君） 一律の賠償は、という中でお答えしています。ですから、個別には、それぞれ農家の皆さんとか商工業の皆さんとか、あるいは病気で介護、あるいは入院されている方などなど、個別の賠償はずっと継続されるのではないかなどと思っていますが、一律の精神的賠償とか、財物賠償の上限の6分の6、そういうものはこれ以上のものではないのではないかということのお答えがありました。

7番（佐藤八郎君） そのことですけれども、除染と同じで、どうも加害者が中心なんです。村でこれだけ云々、被害者がこれだけのこととまとめて請求したわけでもないけれども、常に上で決められた中で、上の都合で。一律にしろ個人的にしろ、加害者が被害者に対して合意を得るまでの賠償は続くのではないかと。続けるべきだとも思うし、ましてや裁判的なものはもっと長く続くんでしょうけれども、いずれにしろ村民である被害を受けた方々との関係で、村がこれ以上の継続はない、ないと、誰の立場でないと言っているんですか。

○ 副村長（門馬伸市君） 多分、原子力損害賠償紛争審査会の基準があって、それに基づいて東京電力が賠償に当たっているわけですよね。紛争審査会の基準ではだめよという方もいっぱいおられます。そういう方は、ADRに申し立てをしたり裁判に申し立てをしたりということですが、村としては紛争審査会が全てではありませんが、1つのある程度の基準があれば、基準以外のこと私たちは大分やってきました。基準にはなかった、先ほど村長も

お答えしましたが、住居確保損害の賠償は全く指針の中ではそうなっていませんでした。

というのは、帰還困難区域以外は住居確保損害という賠償の仕組みはなかったんです。ところが、何で、帰還困難区域、線量の高い人だけが避難しているわけではない、線量が低くたって避難させられている、それでも不安があるということで、同じ条件じゃないですかということです。それで、かなりやりとりをしてようやく、前の審査会の基準にはなかったんですけども、それをどの地区、避難しようがしまいが戻ろうがということで、村に戻った人もよそに土地を求めたり家を建てた人も賠償の対象になることになったんです。

ですから、加害者の言いなり言いなりと言いますけれども、一つ一つ賠償の中身も相当国とやりとりしながら、勝ち取ったというとまたそんなの当たり前ではないのかと言われるからあれなんですけれども、必死になってやりとりはしているんです。それで、住居確保損害、2月の時点で130億円と言っていました、村に。ですから、そういう相当な金額も住居確保損害の中、賠償を勝ち取ったというとまた語弊があると困りますので、そういう協議もしているわけです。

ですから、加害者の言いなり言いなりと佐藤議員はおっしゃられますが、決してそうではなくて必死になってやっておりますので、その辺もご理解いただければと思っています。

7番（佐藤八郎君） 副村長、私がなぜ加害者の言いなりと言うかというと、村民の損害を村で一人一人から聞いてまとめようとしないから言っている。向こうが出た基準に従うことだけやっているから。だから言っているんだけれども、それはそれでいいけれども、今、副村長が言う原子力基準云々、それでだめな人はADR裁判、村民の中でADR裁判申し立てなり、今、そういう意味で損害賠償を請求している方は何名いらっしゃいますか。

副村長（門馬伸市君） 詳しい数値を把握はしておりませんし、新聞などの記事を読んだ範囲のことですが、ADRは3,800人前後だったと思います。あとは、裁判は把握しておりません。

7番（佐藤八郎君） 村民が損害を受けたということは認めていますよね。被害者だということも認めていますよね、村は。その村民が賠償について不満だと、さらに不安もあるということがあるというのも認めていますよね。それだったら、ちゃんと村民がどんな状況で今この損害賠償について申し立てやら裁判をやっているかということを村民にちゃんと聞いて、どのぐらいの人数がいて、その点で頑張っているか主張し申請しているかつかむのが行政の、被害を受けた自治体の役割じゃないのでしょうか。私はそう思うんですけども。

村長（菅野典雄君） それぞれ考え方ありますから。ですが、決して村が聞いていないわけではありませんし、村民がいわゆる要望を出していないところで、先ほど言ったように億単位のことをいろいろやらせてということありますので、ただ一方的に何千人がとか幾らとか、加害者だ、被害者だという話ではないということだけ、ぜひご理解いただきたいと思います。幾らお話をしても考え方の違いということもあると思いますけれども、しっかりと村民の立場に立ってやっております。

7番（佐藤八郎君） 村長、考え方方が違うとか云々言っているんじゃないんです。行政のトッ

として、村民は家族でしょう、自分の。家族がどんな状況でうつたえたり、いろいろしているか、わからないでいるほうがおかしいんじゃないかと言っているんです。あなたと私の考えが違うかどうかなんていいうのはどうでもいいことなんです。家族が損害や被害を受けたことをきちんとつかむことが、自治体としての役割があるんじゃないかと言っているんです。ないんですか。

村長（菅野典雄君）　村は、村民の少しでも災害に遭って、それはやっぱり、いわゆる村民のためになるようにということであらゆる機会を捉えて、声を聞いて、少しでも村民の立場に立ってやっていって、皆さん方はそういう村のところがわからない中でやっている方もいると思いますから、説明はできるだけしていかなきやならないとは思います。少なくとも、いわゆる行政が、今言ったADRなりなんなりをやったところの、その後のほかの自治体からのいろいろな反応はもうご存じだと思いますけれども、決して村がやっていないというわけではありませんし、やるべきではない、別な形で必死に村民に向き合っているということあります。

7番（佐藤八郎君）　村長の答弁はわかりました。家族がどんな状況でどんなことをやっているか知らないともいいんだと言っているんですから、それはそれでいいですよ。ちゃんと知るべきじゃないですかと、調査をして、仕事として。だから、最初から言っているでしょう。原発事故が起きた、起きた事故の対策室なり損害賠償室なり、村民が直接見える行政執行のそういう場所をつくって、直接受け付けて、村民の実態、村民の不安・不満はどういうものがあるのかつかんで、それに対応していくべきだと、それは基本でしょう。そういうことが自治体の行政としての役割、責任だと私は思っているので言っているんです。

今後のビジョンづくりですけれども、確かに村長が先ほど、今度の村長選出馬の中でも申し上げているとおり、村の今まで事故前までつくり上げた村づくりの基本、村と村民の協働のあり方、それは長い、きょう傍聴人されている先人、先輩方の努力もあって、築き上げたものあります。もう、そういうことをきちんと5年2カ月過ぎた中で、そういうところに戻ってきちんとやるべきじゃないですかと私は思っているんですけども、いかがですか。

村長（菅野典雄君）　やっております。

7番（佐藤八郎君）　やっていないから提案をするんです。やっていれば、何で何回説明会、何回懇談会やつても、いろいろな質問、いろいろな不満が出続けているんですか。言っている村民が間違っているんでしょうか。それとも、さっき村長が答弁したように、村のやっていることの周知が不足しているからそうなっているんですか。もっともっと村民に寄り添うというのは、村民の声や願いをきちんとつかむという基本じゃないんでしょうか。

前は、村長、そうだったでしょう。そして、いろいろなものが上がってきたときに、それを生かすプロジェクトとか、いろいろなチームをつくって、村をつくって立派にしてきたんでしょう。いや、やってきたと言っていますから、それはまた考えの違いと答弁するのかどうかわかりませんけれども、いずれにしろ村民の周知も含め、事前説明も含め、まだまだ村民に不足している部分が行政のあり方、やり方であるということを申し上げて終わります。

健康福祉課長（但野正行君） 先ほどの内部被ばく検査の受診率でございますが、住基ベースで約6,200人全部が対象になってございますので、888人でございますと約14%ということになります。以上であります。

議長（大谷友孝君） 1番高野孝一君。

1番（高野孝一君） 平成28年第5回村議会定例会に当たり、私は、教育行政について一般質問を行ふものであります。

さて、全村避難から6年目に入りました。議会全員協議会においても去る4月、村内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域に関し、29年3月の避難指示解除、さらには帰村の準備を自由に行えるように本年7月1日からの長期宿泊を要望いたしました。その後、懇談会や諸会議などにおいて、住民の要望等をお聞きいたしたところであります。

その結果、去る6月6日に高木原子力災害現地対策本部長から、ご要望どおり今年7月1日よりふるさとでの長期宿泊を開始し、また来年3月31日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示を解除するべく、早期に手続を進めていきたいと考えていますとの方針が示されました。さらには、避難指示が解除されても国によるさまざまな支援策が終了するわけではありません。国としては、政府一丸となって、より一層飯舘村の復興に向けた施策にしっかりと取り組みますとの力強いお言葉をいただきました。

私は、避難指示の解除は、国が述べているとおり、戻りたいと考えている住民の方々の帰還を可能にするもので強制するものではありませんとの考え方に対し、以前からそのような考え方を持っております。戻りたい人から戻り、村内外の応援していただける方々のご支援をあおぎ、まず前進を、そして未来に向かって歩み出して、新しい村づくりをすることが大事であると思っております。したがって、除染や学校再開を初め、さまざまな課題が山積しておりますが、戻る人にも戻れない人にも寄り添って、復旧・復興の加速化を図っていかなければならないと思っているところであります。

それでは、一般質問に入ります。

第1点目は、中井田教育長が去る4月1日付をもって就任され、3カ月目に入りました。さて、昨年4月に法改正により新たな教育委員会制度が発足して1年が過ぎました。改正法施行の際、現に在籍する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在籍する者とされていたわけであります。したがって、教育長におかれましては、新たな教育委員会制度発足後、初めての村教育行政のトップとして教育行政発展のため、ご活躍を賜りたいとご期待するものであります。改めて、抱負を聞かせていただきたいと思います。

第2点目は、ただいまも申し上げました新たな教育委員会制度は、村においてはどのように変わっていくのか、変えていくこうとしているのか、お伺いするものであります。

第3点目は、去る4月27日の議会全員協議会において、学校再開に係る整備計画の説明がありました。その概要是、村の学校は、1つ、村の学校再開は平成30年4月とし、飯舘中学校1カ所で幼稚園（認定こども園）・小学校・中学校を連接した教育を行う。2つ、学校の再開に向け、平成28年8月までに徹底した除染を行うとともに、各学校施設の改修については期限を設けて円滑に進めるなど。また、周辺工事計画や第2期工事計画、概算

事業費等の説明がありました。さらには、詳細に中学校各階への平面図を参考に、幼・小・中の配置計画内容が示されました。

私は、計画内容については了とするものであります、学校再開までに中学校校舎改修が完了するのかどうか心配しているところであります。したがって、帰村後における幼稚園、小学校、中学校再開に係る園舎及び校舎の整備経過について、改めてお伺いいたします。

第4点目は、帰村後における幼稚園・小学校・中学校教育の考え方についてお伺いいたします。去る5月下旬に議会議員全員により小中一貫教育を行っている高知県高知市土佐山地区にあります土佐山学舎を視察研修してまいりました。

土佐山地区は、平成17年1月に高知市と合併し、市北東部の中山間地域に位置しており、昨年8月の地域人口は993人、世帯数445世帯であります。平成25年10月に木造3階建てで校舎と体育館が一体となった学校を着工し、26年10月に約9億円をかけて完成しました。全校児童・生徒数は、26年度は57人でしたが、27年度からは土佐山地域外から通学者を募集する特認校制度を活用し、27年度は98人、28年度は129人が学んでおります。ちなみに、今年度は71人が校区外、いわゆる地域外の児童・生徒であり、今年1月の地域人口は1,001人、世帯数は448世帯と、それぞれ増加しているとの説明がありました。

また、自由民権運動の発祥地と言われる土佐山地域は、学校教育の枠を越え、地域社会全体で人を育て、地域振興のために行動するという土佐山社学一体教育が根づいている地域であるとの話もされておりました。

こうした中、土佐山百年構想への挑戦と題して、1つ目には起業・創業としてまるごと有機プロジェクト、2つ目に教育として社学一体小中一貫プロジェクト、3つ目に交流・定住として交流・定住人口拡大プロジェクトを掲げております。

そして、土佐山の教育は、小規模校の強みを生かした教育、地域ぐるみ、社学一体の教育風土、先進的な教育モデルとなる学校、大自然を学習の舞台とするとの4点を利点としております。さらには、小学校1年生からの英語教育を継続的な指導で、卒業時には英語検定2級及び漢字検定2級を目指しているようあります。

以上のことから、当村の学校再開における多くのヒントをいただきました。大変参考になりましたと感じた次第であります。つきましては、学校再開における幼・小・中の教育を今後どのように進めようとしているのか、考え方についてお伺いいたします。以上です。

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、暫時休憩します。再開は午後1時10分といたします。

（午前1時52分）

○再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。引き続き一般質問を行います。

（午後 1時10分）

生涯学習課長（藤井一彦君） 先ほどは大変申しわけありませんでした。

佐藤八郎議員からありました生活再建の質問の2-2の老人クラブと婦人会の活動状況でありますけれども、まず、老人クラブは、今現在、27団体のうち休会が3団体となって

おります。会員数といたしましては1,088人でございます。主な活動内容は、グラウンドゴルフ大会、パークゴルフ大会、それから若手の高齢者との交流会、それから近隣市町村との交流会、これは福島市とか飯野町さんとやっているということでございます。このほかに、金婚式とか喜寿のお祝い等をやっているということでございます。

それから、婦人会ございますけれども、現在、会員団体数は23団体、うち休会が7団体で、脱会をされているのは2団体ございます。会員数が462人でございます。主な活動といたしましては、年1回の研修会、それから敬老会へのお手伝いというか支援、あと文化祭への支援ということあります。以上です。

教育長（中井田 榮君） 私からは1番高野孝一議員の教育行政についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、1番目の私の抱負についてであります、4月の就任時の挨拶でも述べさせていただきましたが、今、村は原発災害により全村避難を余儀なくされており、飯館村の存続につきましては、学校再開が最重要課題と考えております。

こうした中、教育長として教育行政を担わせていただくことになり、身の引き締まる思いであります。

私は、いつの時代でも教育の目指すところは、1つに確かな学力、2つに豊かな心、3つに健やかな体を兼ね備えた子供たちを育むことだろうと考えております。

そのためには、村の教育施策に定めておりますように、まず1つに学びとして知識や情報を活用する力を持つこと、2つに自立として主体的、自立的に行動する力を持つこと、3つに協働として異なる風土、組織、人と共生する力を持つこと、最後の4つにふるさと愛として国際的視野からふるさとを愛する力をつけることという目指すべき人間像を踏まえ、多様な学びを充実することが必要であると考えております。よく、人づくりは百年の大計と申されますが、長期的視野で語られるべきと考えております。

平成30年4月の学校再開に向けて、飯館中学校1カ所で幼稚園・小学校・中学校が連接した教育ができるように、議会はもちろんのこと学校・保護者・教育委員会・村が一体となってよりよい教育環境整備を行い、子供たちのために、また保護者のご期待に添えるよう誠心誠意努めさせていただきます。

次に、2番目の教育制度がどう変わったのかとのご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、およそ60年ぶりに教育委員会制度を見直すための改正地方教育行政法が施行されました。そのきっかけは、滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺問題のように複雑化する教育を取り巻くさまざまな課題に対し、教育委員会だけに任せることではなく、自治体の長の教育行政に関するかかわりが強化されたものであります。

この制度改正は、従来のように教育の政治的中立性を確保しながら、教育委員会が首長とは独立して教育行政の運営に当たることはこれまでと変わりありませんが大きく次の2点が改正されています。

まず、1点目の改正は、教育委員長と教育長の一本化です。従来、教育長は教育委員会の互選により選出され、首長が直接任命することができませんでしたが、新制度では、議会の同意を得て首長が教育長を直接任命することとされ、より首長の意向が反映できる体

制となりました。

2点目は、首長が総合教育会議を新たに設置し、自治体としての教育行政の枠組みである大綱を定めることできるようになったことです。さらに、万が一、子供たちに被害が及ぶような事態が発生した際も、首長は臨機応変な対応が可能となっております。

今年4月から本村でも新制度に移行しておりますので、広い視野に立って、子供たちの多様な学びを支えてまいりたいと考えております。

次に、3番目の校舎の整備計画と4番目の帰村における教育の考え方について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、校舎の整備計画からお答えいたします。

さきの議会全員協議会でもご説明しておりますように、まず学校の再開時期及び場所であります。平成30年4月から、飯舘中学校1カ所で幼稚園・小学校・中学校を連接した教育を行うことで進んでおります。特に、幼稚園につきましては、保育所と一緒にした認定こども園として整備できないか検討を始めたところであります。

次に、除染及び施設の改修計画ですが、学校再開に向けて今年の8月までに徹底した除染を環境省に求めるとともに、去る5月11日に現地立ち会いを行い、確認要望したところであります。特に、この区域はゼロ歳児から中学生までが学校生活を行う場所であり、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを下回るように徹底した除染を国に要望しております。

そのためには、土壤の剥ぎ取りはもちろんありますが、アスファルトやインターロッキング等の工作物についても撤去、剥ぎ取りを行い、再整備するように要望したところであります。

次に、施設の改修ですが、各学校等の施設改修については、一気にはできませんので第1期と第2期に分けて進めることで国・県との協議を進めております。

まず、第1期工事としましては、中学校エリアとセンター地区スポーツ公園エリアを平成28年度から平成29年度に行い、第2期工事として草野小学校エリア、飯樋小学校エリア、白石小学校エリア、村民グラウンドエリア等を平成29年度から平成30年度に改修整備したいと考えております。

事業項目は、全体で45事業、52億3,000万円の概算事業費を国と県に要望したところでございます。

次に、4番目の教育の考え方ですが、学校再開に当たりましては、学校施設の有効利用を図り、幼稚園・小学校・中学校を連接した一貫教育を目指して進めたい考えであります。

まず、学校施設の改修は、村の中学校校舎1階には小学校低学年が、2階には小学校の高学年が、3階には中学生に入っていただき、中学校の校舎を活用した小・中連接教育を進めたいと考えております。

特に、この進め方については、当面、今、仮設校舎で行っているように3小学校・中学校のまま、今の取り組みを生かしながら村での学校再開を行い、段階を経て一貫教育に移行したいと考えております。

さらに、ご質問にありましたように、議会で研修されてきました高知市の土佐山学舎の研修内容にもありますように、小規模校の強みを生かした教育として、小学校1年から英語教育の取り組みなど参考にさせていただきながら、これから本村としましても平成30年4月の学校再開に向けて特徴のある教育を目指し、関係機関と協議をしながら進めていきたいと思います。

なお、今後、国・県とも改修整備の中で協議をしながら、ハード・ソフト関連したものとなるよう、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君）　ただいまは抱負をお聞かせいただきました。地域の皆様や保護者の皆様も教育に対する期待は大きなものがあると思っております。改めて、長年にわたり教育行政職の経験を生かしながら、教育行政発展のためにご活躍をご期待申し上げます。

それでは、再質問に入ります。

新たな教育委員会制度は、大きく2点の改正で、1点目は教育委員長を教育長に一本化して、議会の同意を得て直接任命ができるとの答弁がありました。実際には、罷免もできるようになります。

国では、今までの制度において、教育委員会の中に委員会の主催者である教育委員長と事務の統括者である教育長が存在したために、どちらが責任者であるかわかりにくいという課題があったという報告もされているようあります。これらの報告に対して、当村の状況はどのように認識しているのか、まずもってお伺いいたします。

教育長（中井田　榮君）　まずもって、微力ですが、ご期待に応えるように頑張りたいと思います。

ご質問の制度改革に伴う教育委員長と教育長の関係をどう認識しているかということではありますけれども、前に議会にもこのような制度改正に伴う概要を配らせていただいたかと思いますけれども、それを聞くと、全国の教育委員会の課題として5つ上段に書いてあります。その中に、今ほどご質問のあった教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいということも書いてありますけれども、ここの中段にもありますように、教育委員長は教育委員会の代表者である。あと、教育長は具体的な事務執行の責任者であると整理しております。

私としては、この制度の中でも、このような課題はあるわけでありますけれども、歴代の村の教育委員会はうまく機能していたものと認識しております。

1番（高野孝一君）　次に、教育長へのチェック機能についても、当制度では掲げておりますけれども、当村教育委員会業務報告の中に、今年3月には平成25年度、平成26年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書を手元にいただいております。私自身、大変参考になったと評価しております。さらには、教育委員会会議のホームページにも公表しています。

今後とも、会議の透明化や住民のチェックの観点から、引き続き、きちんと公表し、報告することが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

教育長（中井田　榮君）　今回の教育委員会の議事録につきましても、既に村のホームページには載せておりますし、また法律に基づいても公表するようになっておりますので、村

教育委員会としては、引き続きホームページ等に掲載しながら公表してまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） 次に、教育委員会制度見直しにより、総合教育会議を新たに設置するということですが、具体的に村ではどのように進めていくのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 篤君） 既に、4月13日に第1回目の飯館村の総合教育会議を催したところでございます。

要綱があるわけありますけれども、第1条として設置ですが、村長と教育委員会が本村の教育の方向性を共有して、連携して効果的な教育行政を推進していくというのが第1条にございます。

あと、第2条には、構成員でありますけれども、会議は村長及び副村長、教育委員をもって構成するということで、現在、6人の構成になっております。菅野村長と門馬副村長と教育委員の3名の方、あと私教育長と6名で構成しているところでございます。

あと、会議につきましては第3条にありますけれども、村長が招集して会議の議長となるということでございます。

さらに、第4条は、会議の公開でありますけれども、総合教育会議は公開とするということでございます。

さらに、第5条には会議録を作成して、これを公表するとなっておりますので、この部分についても順次公表してまいりたいと思います。

また、協議の中では教育の施策の大綱として教育の基本方針、5つの柱、これは第1版から復興計画をつくっておりますけれども、5つの柱です。予算編成のときにも5つの柱を使っておりますけれども、その5つの柱と、さらに新たに目指すべき人間像として25年度の教育を語る会の協議では使っております、先ほど抱負でも述べましたけれども、「学び」「自立」「協働」「ふるさと愛」の4つの柱を使いながら、大綱として協議して進めたところであります。

そのほかに、重点的に後続施策としては中学校の校舎の改修の検討会の設置と、あと笑育の推進についても協議して進めるようにしたところでございます。

1番（高野孝一君） ただいま、会議は4月13日に1回目を行い、メンバーは村長、副村長、教育長、教育委員3人の6人で行ったとの答弁がありました。現在の教育委員の定数が5人であります。今回、教育長がいたために実員が3人になっておりますけれども、今後、この部分をどのように考えていくのか、村長にお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） まだ定数に達しておりませんので、6月議会で上げさせていただければと思っております。予定であります。

1番（高野孝一君） 次に、ただいまの答弁の中で、初日の補正予算にも説明がありました。ただいまの答弁の中でも笑育という聞きなれない言葉が出てきましたが、具体的にはどのようなことを行うのか、伺っておきます。

教育長（中井田 篤君） わかる範囲でございますけれども、現在、お笑いを通して子供たちの表現力、さらにはコミュニケーション能力を身につけていける取り組みを学校教育にということで考えているところであります。既に、これを見ますと大阪府の教育委員会で

は、大阪府内の公立の小中学校には実際入れておりまして成果が上がっているということでありますので、6月の補正の中にも5回ほど入れてございますけれども、村の小中、さらには親御さん、さらには教職員の取り組みの中にこの笑育を入れて、実際、そういった子供たちの表現力やコミュニケーション能力が高まるように、さらに先生については笑顔をもって授業ができるように、取り組みができるように進めていきたいと考えております。

1番（高野孝一君） 笑いを通して表現力、コミュニケーションを高めるということで、今後、5回ほど予算を対応したということですけれども、この会社というのはどちらから来るんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 笑育の現在の主体としては、松竹芸能を考えているところでございます。

1番（高野孝一君） 場所について具体的に。

教育課長（村山宏行君） 本社は大阪ということですが、関東にも支部がございまして、主に関東からそういった講師になられる方、芸人さんになるかと思いますが、そういった方々が来るということで聞いております。

1番（高野孝一君） 大阪からここまでというのは大変なわけでありまして、できるかどうかわかりませんけれども、笑いということであれば、今まで福島市飯坂町で活動している皆様がいらっしゃったわけありますけれども、ちょっとときのう、情報を確認したところ、日曜日だということで詳しいことがわかりませんでした。近くにあればそういうことも今後検討してもいいのかなと思ったのですから、いかがでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 今回、松竹芸能というところでありますが、先ほど、教育長からありましたように、既に大阪府で学校現場に入って笑育をされている実績がありまして、専門のプログラムというのを既に用意して提案いただいているところでございます。

ただ、議員のご指摘のとおり、地元にもそういったところがあるのではないかということがございますので、今後、そういった件についても検討して取り組んでまいりたいと思っております。

1番（高野孝一君） 次に、学校再開についてであります。

学校再開については、徹底した除染が求められておりまして、区域内においては1ミリシーベルトを下回るようを行うと述べております。現在の学校の敷地内はもとより、学校周辺の除染の状況はどのようにになっているか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） まず、5月11日に環境省と現場立ち会いの打ち合わせをしております。その内容から、私から内容を報告させていただいて、あと除染の内容については復興対策課にお願いできればと思います。

まず、5月11日に環境省と中学校前、ずっと下の野球場までぐるっと現場確認を行いまして、共通の要望として、先ほどもお答えさせていただきましたように、ゼロ歳児から中学生まであそこで生活するわけでありますから、年間1ミリ以下になるように、マイクロで言うと0.23マイクロ以下になるように要望したところであります。

さらに、中学校の前のインターロッキングと通路のアスファルト舗装がありますけれども、あそこはもう剥がして、そして剥ぎ取りをしていただくように実は要望しております。

あそこの全体的に、確かに除染につきましては、のり面も環境省はロングアームで届く範囲は削り取りをして、そして泥吹きつけをして植栽するということでありましたので、それはいいとして、下のアスファルトとインターロックについては引っ剥がして、そして除染するよう必要としたところでございます。

その後、5月にまた復興庁と打ち合わせをしたんですけども、あそこの道路から下の競技場とテニスコートと野球場、あそこの間の通路がありますけれども、時計台が真ん中にあって。あそこのアスファルトの剥ぎ取りについては、今の子ども元気復活交付金でできそうだということで、下は剥ぎ取りができる。ただ、上は福島再生加速化事業でやるということで、これから国・県と協議しながら、剥ぎ取り、撤去をできるように進めていければという打ち合わせをしたところでございます。

その後の動きについては、復興対策課からお答えしていただければと思います。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 中学校の除染ですが、今、教育長からありましたように、現場サイドとして教育委員会、あと除染対策係も入りまして協議して、今現在は進んでいるという状況でございます。

まずは、除染に当たる前に、多分、3月中に学校再開検討委員会から提言をいただけるということで、学校関係の除染、中学校を含めまして、どのような除染を今後進めればいいかということで国とは協議しております。中学校が会場となりまして、まずは学校周辺、裏山に立木があるということで、まずは立木を伐採しなければならないであろうということで、学校の校舎の裏山、あとはテニスコートに接している山の部分のまずは伐採をして、3月中に行ってきたということあります。

それで、当初、29年3月再開という話がありましたので、環境省とは何しろ8月ころまでには終わられるような部分で計画をスケジュールさせてほしいという話をしまして進めてまいりました。

○ また、村長等からも子供たちが安心して通れる除染をしてほしいとやはり環境省に強い要望がありまして、その手法についてどうしようかということで、本来であれば面的除染をやってから局所対策工事という2段構えだったんですが、今回についてはそれを1回でやっていただこうということで、4月初めに詳細モニタリング調査をして線量の高い箇所をまずは選定しながら、そこも面的除染をやりながら局所対策工事をやることで、徹底した除染になるように求めてきたところでございます。

現在は、教育委員会で除染の内容を、先ほど話があったような部分で詰めておりまして、それらの状況を私は確認しながらということでやっております。年間1ミリシーベルトを下回るようにということであります。時間であれば0.23マイクロシーベルトという数字が出てくるかと思いますので、今後、モニタリング調査などをていきたいと思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） ただいまは、剥ぎ取りはもちろんアスファルトも工作物についても撤去することありますし、局所対策工事もります、徹底した除染もりますということです。

質問通告後、「広報いいたて」の6月号に2ページにわたって載っております、ある

程度、内容は把握したものでありますけれども、やはり住民は、学校周辺に山が近く、木を伐採したぐらいでは安心できないという人がたくさんおります。山や道路などの面は吹きつけを行うべきだという思いをしていたところ、先ほど、教育長から土の吹きつけもやりますということでしたので、この分については外して、次に移ります。

中学校改修、プール初めもろもろの整備の件でありますけれども、これから基本設計、実施設計を行うとなりますと、改修や建設というのはおくれる可能性も考えられます。現在の整備状況、進捗状況を伺っておきます。

教育長（中井田 榮君） 既に、4月19日に3人4脚の復興庁と国と県と入って、協議をしております。その中で、先ほどお答えしましたように、整備計画の概要を示しまして、49事業、52億円の要望をしているところであります。

さらに、5月25日には、先ほどお答えしましたように、スポーツ公園、道路から下の部分です。あそここの2回目の協議を復興庁としていまして、そこは子ども元気復活交付金で、1本であそこは申請できるという復興庁からの打ち合わせ内容でありますので、そこは予定どおりに進めることができるとかなど。

問題は、本丸の学校でありますけれども、これは福島再生加速化事業で進めるように今しているわけですけれども、どうも上限があって、2億円という上限がある。さらには、進めるに当たって、先ほどの学校前のインターロッキングとアスファルト舗装の剥ぎ取りの部分がその事業ができるのかどうか。あと、さらには認定こども園の建築の問題、さらには給食センターの建築の問題もありますので今後は、浪江にも葛尾にも行って勉強してきたんですけども、そちらでは進めるようになっておりますので、その辺、ご指導いただきてきましたので、今後、国・県と詰めながら、福島再生加速化事業でもできるような形にしていかなければなど。

全体のスケジュールなんですかとも、現在、あそこは5月に発注して測量をかけています。あと、6月中旬に基本構想と基本計画をできるように、6月に発注をしていきたいなということで現在、指名委員会にお願いしているところであります。

さらに、この事業については、なるべく手出しをしないで事業ができればと思っておりますので、基本設計と実施設計からは交付金が使えるような形にしていかなければなと思っております。7月末申請の交付金申請に間に合うように仕事を進めて、今年度いっぱい実施設計まで終わればと。来年度4月から工事ができるように、今、それぞれ子ども元気復活交付金と、さらに福島再生加速化交付金と一緒にスタートするような格好になるかと思います。できるものから、国・県と相談しながら発注していかないと今考えているところでありますし、村長からは30年4月ではなくて29年12月ころまでに内覧会をやって保護者に見てもらって、そして、なるべく多くの子供に入学してもらえるように、それ用にという指示をいただいておりますので、29年12月まで、大体の格好になるように進めていかなければと考えております。

1番（高野孝一君） 協議内容、発注状況等々、答弁いただきましたが、早く進めてほしいなと感じた次第であります。

その中で、先ほどの答弁では小学校の低学年は1階、2階が高学年等々の説明がありま

した。全員協議会の中では、幼稚園を1階に併設するということで話を聞いていたわけであります。ただいまの話の中にも認定こども園の話がありまして、建設するという表現もありました。するとなると、新しく建設するという方向で動くのかどうか、改めて確認しておきます。

教育長（中井田 榮君）　村長からは幼稚園と保育所を一体とした認定こども園を進めるようという指示をいただきしております、先ほどお答えしましたように、検討に入ったところであります。

6月3日に浪江に研修に行ってまいりまして、実は浪江も飯館と同じく保育所と幼稚園を一体とした連携型の認定こども園をつくるということで進めております。実は、それをそっくりいただいてきたんです。それを見ますと、県の基準で保育所は30人上限となっております。ですから、1クラス30人上限ということで5歳児30人、4歳児30人、3歳児30人、あと2歳児が20人、1歳児20人、ゼロ歳児が9人ということで139人の満杯にした計画を考えた場合、全体で721平米ほどの施設が必要になる。

当初、議会には学校の中に幼稚園も保育所も中学校もと考えていたわけでありますけれども、これを計算していくと、面積が6教室を使っても500平米ということで、この721平米には不足するということもありますし、さらに学校の中で大きいお兄ちゃんがわあわあわあやっているところでゼロ歳児の赤ちゃんがお昼寝できるかというと、なかなかそれは難しいものもありますので、できれば国・県には新たに新築ができるかどうか、現在、協議を進めているというところでありますし、今の保育所と幼稚園を足しますと553平米くらいでありますけれども、この基準に合わせると721平米ということで、あそこの中学校の敷地の中に認定こども園を新たに新築できればということで協議を進めているところであります。

1番（高野孝一君）　ただいまの件、わかりました。

次に、教育の考え方でありますけれども、視察研修の中では一貫教育を行うに当たり、約1年半ぐらい前に一貫教育校開校準備協議会を立ち上げたそうであります。やっぱり早目の協議とか計画が大事であると感じております。村では、先ほど中学校の改修検討委員会を設置するような話がありました。また、村の学校等再開検討委員会の答申書の中にも幼・小・中連接の学校運営をという項目があります。村では、この連接一貫教育を今後どのように進める計画なのか、具体的にお伺いいたします。

教育長（中井田 榮君）　これは協議が始まったばかりでありますから、まだまだこれから村長が入っている総合教育会議、さらには学校とか保護者とかが入っている学校運営協議会、さらには議会ももちろんでありますけれども、これから折に触れて関係する会議にかけながら進めるということで慎重に進めていきたいなと思っています。

そういう中でも、仕組みとしては土佐山の学舎を研修してきたようでありますけれども、復命を聞きまして、考え方としては段階を経なくてはならないのかなと思っています。今、先ほどお答えしましたように、3小学校と中学校を、中学校を改修してそっくり入れる。いろいろ、前にもありましたけれども、小学校を一つにする、さらには小中一貫教育にする、さらには義務教育学校にするという段階があるようありますので、その辺はこれか

ら国・県のご指導ももらいながら、さらに首長が今回の総合教育会議の中でも指導権を握ってやるようになるわけでありまして、学校設置者は村長でありますので、その辺の指示をあおぎながら進めていきたいと思います。

1番（高野孝一君） 3小学校・中学校の連接を行ってから段階的に一貫教育をしたいという答弁ありましたけれども、昨年11月に行った飯館村の子どもの将来を考える会のアンケートでは、学校を再開した場合に、「通わせたい」「できれば通わせたい」が34人で全体の約15%でした。村が行ったアンケートにおいては、「通わせたい」が65人となっております。また、提案理由の中でも今年度の幼・小・中の人数は232人で、昨年と比較して70人減少したとの報告がありました。

連接も大事なわけありますけれども、やっぱり一貫教育の小中乗り入れ授業だとか合同授業とか縦割り活動とか、機能性と機動性と柔軟性などのメリットが生かせるような特色のある取り組みを早くからすべきであると思っています。

文科省でも、小中連携一貫教育の推進についてということで通達を出しているわけでありますから、段階というのはどのぐらいの年数を想定しているのか、わからないと言われればわからないんですけども、一応、伺っておきます。

教育長（中井田 榮君） 正直わからないというのがお答えでありますけれども、村長からは30年4月までに学校再開をということで、その前の12月までにはハードをということであります。

ハードを進めるときに、きっとソフトも一緒に進めないとだめなんだろうなと思っておりますので、その辺はこれから2件とも指導をもらいながら、先ほどお答えしましたように、土佐山学舎では小学校1年生から英語をやっているということでありまして、同じく30年4月からは小学校では英語が義務化されるのだそうであります。ご承知のことかと思いますけれども、そういう意味では、全国、そういう形で特徴ある取り組みとして英語が取り組みの1つであるのかなと思います。そのほかにも数学とか国語とかいろいろあるようありますので、その辺はこれからいろいろご指導もらいながら、またさらに、どのぐらいのスパンでということでありますけれども、その辺も勉強しながら進めていければと思います。以上です。

1番（高野孝一君） 全国的には小中一貫教育を行っている中で、英語教育あるいは外国語教育を行っている学校というのは約50%を占めているそうであります。前段でお話し申し上げましたように、やはり、これからは英語になれ親しみ、英語を聞き、話して、英語で表現するということが必須の教育ではないかと思っております。こういった英語教育やICT教育、いわゆる情報通信技術を積極的に活用し、わかりやすい意欲の高い授業づくりが求められているんだろうと思っております。

今、教育長から次の質問をしようかなということでお話を伺いましたが、保護者の話では、次年度の入園、入学というのは前年の12月には決定しなければならないという話を聞いております。このような状況であれば、今言ったように、平成30年4月の学校再開に当たっては、改修や整備を29年12月までには終了して、やっぱりでき上がった校舎内外の環境を地域の皆様あるいは保護者の皆様に見ていただいて、そして安全・安心し

ていただき、1人でも多くの入園・入学者を検討してもらうことが必要であると思っております。その件についてはいかがでしょうか。

教育長（中井田 榮君） 村長からは29年12月までと言われております。30年4月から学校再開でありますので、先ほど福島再生加速化交付金と子ども元気復活交付金の大きな流れをお答えしましたけれども、とにかく初めての取り組みで、期限が30年4月と切られておりますので、できるだけ計画に沿って進めたいとは思うんですが、相手もあることですし、お金、交付金のこともありますので、できるだけ精いっぱい進めたいとは思いますけれども、今言わされたような進め方に合うように努力してまいりたいと思います。

1番（高野孝一君） 現在の教育方針及び学校運営については、多くの保護者から一定の評価を受けているようあります。村での学校再開に当たっては、保護者の中には低線量被ばくがもたらす健康被害について不安を持っている方や、村外の学校を選択したほうが子供の進学や教育環境的には望ましいと考えている方も多いと感じております。

やはり、一番は子供たちが安全で安心して幼稚園や学校で学べる環境づくりが重要だと考えます。そして、村の学校に入ってよかったです、次の子供たちも上げたいと言われるよう、より一層スピードアップして整備が進められるよう要望して、質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後2時01分）

◎日程第3、陳情第1号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、陳情第1号国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました陳情第1号国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求ることについて、6月10日に委員会を開き、慎重に審議しました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、東日本大震災で被災し、経済的理由による就学等が困難な子供を対象に、復興庁所管による被災児童生徒就学支援等事業交付金を財源とした単年度の交付事業が行われています。平成28年度は80億円が予算化されています。

この交付金は、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校、各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担、支援するものです。

平成28年3月11日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの

復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子供たちには、これからも経済的な支援を必要とする子供たちがたくさんいます。

つきましては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時06分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月13日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友孝

同 会議録署名議員 北原一経

○ 同 会議録署名議員 松下泰喜

同 会議録署名議員 伊東利

平成 28 年 6 月 16 日

平成 28 年 第 5 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）



平成28年第5回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成28年6月16日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野支所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成28年6月16日 午前10時00分				
	閉会	平成28年6月16日 午前11時43分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 09名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 草野健太郎	
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会委員長	高野京子	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年6月16日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加議案理由の説明
- 日程第 3 発議第 3号 飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて
- 日程第 4 発議第 4号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）
- 日程第 5 議案第 54号 平成28年度飯館村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 55号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 56号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 57号 平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 58号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 59号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 60号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 61号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 62号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事
（飯館村松塚地内）請負契約について
- 日程第 14 議案第 63号 農業用機械（飯館村松塚地内）の取得について
- 日程第 15 議案第 64号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 日程第 16 閉会中の継続審査の件
- 日程第 17 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 18 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本日村長からその他案件2件、人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発議第3号飯館村議會議場を飯館村役場本庁に移転することについてが、提出者松下義喜議員から、発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）が、提出者総務文教常任委員長松下義喜議員からそれぞれ提出されております。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

◎日程第2、追加議案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきましてご説明させていただきます。

議案第62号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村松塚地内）請負契約についてであります。

6月3日に、5社による指名競争入札を行った結果、大内わら工品株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。

なお、契約金額は2億142万円であります。

議案第63号は、農業用機械（飯館村松塚地内）の取得についてでございます。

6月3日に、3社による指名競争入札を行った結果、株式会社南東北クボタ川俣営業所が落札いたしましたので、その物品の財産取得について議決を求めるものでございます。

なお、契約金額は4,638万6,000円でございます。

議案第64号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてでございます。

飯館村飯樋字大火173番地、星 弘幸君を飯館村教育委員会委員として新たに選任したいので、その同意を求めるものでございます。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

(午前10時03分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎日程第3、発議第3号 飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第3号「飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番（松下義喜君） ただいま議題となりました発議第3号、朗読をもって提出いたします。

飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて

上記の議案を、別紙のとおり飯館村議会議規則第14条の規定により、提出します。

飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて

議場を飯館村役場本庁に移転し、開催することとする。

移転の時期は、平成28年7月1日以降の議会活動からとする。

以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号「飯館村議会議場を飯館村役場本庁に移転することについて」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第4号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第4、発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）」、上記の議案を別紙のとおり飯館村議会議規則第14条の規定により朗読をもって提出いたします。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）

東日本大震災から5年が経過し、平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨

時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり2年目を迎えた。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の確保に取り組む」とある。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいる。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援等事業を平成29年度以降も継続して実施できるよう、事業交付金制度の継続と必要な財政措置を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○ 平成28年6月16日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣 宛てであります。

○ 議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○ 議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○ 議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○ 議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

○ 日程第5、議案第54号 平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）

○ 議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第54号「平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（高野孝一君） 23ページ、7節賃金709万5,000円、作業人夫賃、8区間5,940メートルで、水路の維持管理という説明がありましたけれども、これは何年も今回の事故を踏まえて水

路等々の灌木あるいは堆積土の除去については協議をしているわけであります。

今回の8区間の場所と具体的な作業方法、次の重機を使っての借り上げをしているわけなんですが、その件について、お伺いいたします。

建設課長（高橋祐一君） これは昨年度の9月の豪雨災関連の部分で水路の土砂上げという部分が現在懸案事項としてありました。

それで、場所については、実際的には百何カ所あったうちのとりあえず7カ所という形で今整備をしているところですので、ちょっと場所については改めて提示したいと思います。

作業方法としましては、加速事業で行うこととなっておりまして、直営事業で村が直接人夫賃金、あと重機借り上げ、原材料ということで水路の土砂上げをやっていこうという計画であります。実際的にいろいろ除染との絡みもありまして、まずモデル地区で進めていきたいと思っていまして、それで作業の内容的には、そこで新たに確立していきたいと思っております。以上です。

1番（高野孝一君） 原材料費に964万5,000円、内容はフレコンバッグ1,900袋分だということではありますけれども、フレコンバッグの集積場所というのはどのように考えているんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的に除染等の絡みもありまして、中間貯蔵施設への搬出ということで協議を進めているわけですが、今現在、8,000ベクレルという1つの基準がありまして、その辺は線量をはかりながら今後の処分方法を決めていくという形になります。

まず、仮置き的な形で今考えていますのが、クリアセンターの部分での空き地があるものですから、以前、各所で使っていました仮置き場の部分を利用しながら、あそこに集積していくという考えであります。それだけでは場所足りなくなる見込みになるので、ほかの場所については、今、検討しながら考えているところであります。

1番（高野孝一君） 今、先行5行政区の区間だけだと、その距離も5,940メートルという答弁がありましたけれども、今回の災害では、もう数十キロという単位でなかろうかなと思っています。先ほど、108カ所の分の今回7ないし8カ所だということですから、今後の懸念とされている除去土の計画についてお聞きしています。

建設課長（高橋祐一君） 今、加速事業並びに加速化交付金事業で申請の手続をしているところであります。それで、全ての部分を網羅していきたいという形であります。先ほど言いました直営事業である部分と、あとは請負関係でやる部分ということで、今、申請しながら全てのエリアを網羅していきたいと考えております。

1番（高野孝一君） 私、特に見回っておりますと、西原地区の今回の飯樋の国でやる堆積土除去については、臼石整備工場から東の部分の多分200メートルぐらいなのかなと考えています。そうすると、そこから下の飯樋川の部分についても、特に前田川と飯樋川が合流する地点、十数年前に災害を受けた後、除去した経過がありますけれども、あの辺なんかもきちんとやっておかないと、また秋の集中豪雨もろもろの集中豪雨での辺一帯が越水して、また同じような被害が発生すると予想されますけれども、その辺の計画についてはどのように考えているんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 2級河川、普通河川の部分であるかと思われますが、2級河川については建設事務所の管理下になっております。今年度、関沢から松塚にかけての3キロの区間の土砂上げの発注が間もなくなるようかとなっています。そういう中で、県に2級河川については要望しながらやっていくと。その白石部分とか二枚橋部分、あと飯樋川部分という部分でかなりの箇所数があります。そういう部分を今後、県で要望しながら進めていくという形になっております。

飯樋川はお話があるんですが、まだ具体的な内容にはなっておりません。普通河川につきましては、建設の県の2級河川の進捗状況と処理内容を把握した上で順次対応していくと思っておりますが、やはり、今、8,000ペクレルという1つの区切りの中で、排除した土砂をどう処分するかという明確な方針がまだ決まっていない中で、手探りで進めしていくという状況ですので、その辺を少しづつ前に進めていきたいと思います。

1番（高野孝一君） 仮置き場の件について、クリアセンター周辺だという答弁がありましたけれども、あの辺は焼却炉、視察研修の際にはいっぱいあったものも多分、今、なくなっているんだろうと推察します。東側の最初国で山林を切り崩して仮置き場をつくると、面積が小さいためにだんだんと水田になったわけですが、あの辺のあき状況というんだか使用状況というのはどのように認識しているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの部分、国で仮置き場として国有林を開発してつくった場所と思っております。

それで、今の状況については、昨年度、1,000袋、パイロット輸送、試験輸送ということで運び出しを行っておりまして、そこのあいたところに、クリアセンターに村独自の焼却炉をつくるということで、クリアセンターの中には農水省関係の廃棄物をそちらの国林の仮置き場に運んでいるという状況で、今の状況では使用しているという状況あります。

ただ、今後、蕨平の仮設焼却炉の部分、今、問題があるところがありますけれども、それが稼働すれば、あそこ可燃物の部分が運び出されるかなという思いをしております。国の中で林野庁と環境省との貸し借りでやっている部分もありますので、これも簡単にいくかどうかというのは交渉なんですが、できれば環境省からあいた際に一部を借りるとか、あとはまだ造成すれば使えるところもあると判断しておりますので、その辺について環境省とも今後相談させていただければと思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） 今回の土砂の堆積の処分については、国と県と市町村が協議する、現地を確認するということで、そこからなかなか協議が進まないということでした。

ですから、今、言ったような仮置き場があくとすれば、やっぱり村がそういうところに確保してくださいとか、そういう話になっていますけれども、今後、協議してきちんと保管していただけるような環境づくりをしていただきたいなと思うものであります。以上です。

議長（大谷友孝君） そのほか、ございますか。

7番（佐藤八郎君） まず、21ページにおける葬儀所整備事業基本設計ということではありますけれども、説明の中でかねて要望のあったということで、かねて要望のあった根拠をお聞

きしたい。

あとは、23ページにおけるいいたてクリニック清掃業務、点検修繕工事がありますけれども、これを終えたときの運営と、村民における次の方法を、行政として何か足の確保を考えていらっしゃるんですか。

その下における前田地区の村有林の農地保全というものもありますけれども、村全体の村有地の農地保全はどのようなお考えと、ここでの農地保全にてのその後の活用方法はいかがな利用なのか。

一番下にある、今ほど高野議員からもありました作業人夫土砂撤去700万円云々と、これは8区間5,140メートルということで、これのもと、人夫賃700万円という中身を。

25ページにおける水路分、重機を借り上げして上げたなり、ここで作業人夫で上げた、そういうものをフレコンバッグ1,900袋に入れるという流れですけれども、フレコンバッグの置き場は今ほどありましたけれども、8,000ペクレルという部分での以下と以上の振り分けとしてはどう置き場なり販路方法なり考えておられるのか。

29ページにおける学力向上推進事業、いわゆる英数、漢字の検定受験料ということではありますけれども、中学生は村に籍を置いていたり、その当時、村にいた、もう中学生ですからみんな卒業、5年たっていますから。その後、また中学になった子供たちがいるわけですけれども、88名という人数は村全体の子供の数からして不足しているのではないかと思うんですけども、公正・公平な子供に対しての予算執行においてどうなのか。

31ページにおける葬儀所用地土地購入、空工場、村が言う利活用までのスケジュールと、活用されるまでの今後の整備やいろいろなことでの予算というものはどのように捉えての提案なのか、伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） 21ページの葬儀所の要望はどんな形であったのかということではありますが、2年ぐらい前からですか、村に戻った際に葬儀所がないと困るよねという話が懇談会などでも出されました。そんなところで、村としてもいろいろ当たってきました。

県道12号線のところのあいている施設であるとか、いろいろ検討はしてきたんですが、月電さんの工場跡地と建物が、多分、2年前のときには使うという話を私は聞いていたんですが、その後、交渉に当たりましたところ、そこは使わないと。以前、物品というんですか物置きみたいな形で使っていたんですが、それも使うのかという話をしたんですが、それも使わないので村に、もしよろしければという話があったものですから、村民の要望と施設の所有者である月電さんと西川さんの協議の結果、そこを譲っていただけるという話になったものですから、今回、葬儀所としてそここの建物の改修と土地を買収させていただくと。

なお、利用の件などについては、どの程度あるかわからないということもありますが、これも運営については農協さんとも話をして詰めてきておりまして、その辺のところの詳しいことは後で、後段の質問があつたようですので、総務課長からお答えさせていただきます。

健康福祉課長（但野正行君） 23ページのいいたてクリニック再開後の足の確保はどういうことで検討しているかというおただしでございます。

医療再開検討委員会のご提言では、ワゴン車等での送迎を検討しては、ということでご提言をいただいております。長期宿泊者の状況にもよりますけれども、再開までにはある一定程度の足の確保について結論を出していきたいと思っております。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、同じく23ページの農業振興費の賃金、作業人夫の部分でございますが、これについてはおただしのように、県の営農再開支援事業を財源として、村の所有地であります前田西地区、パイロット圃場の除染後の農地保全をするという部分で考えております。一応、面積的には11ヘクタールあるということで、除染の状況によりますが、半分程度の金額を上げさせていただいている。あわせて14の重機借り上げも村直営で考えているということでございます。

それで、おただしの村有地の農地全体の部分、今後はどうするんだということでありますが、面積的にちょっと把握しておりませんので、あと調査をしていきたいと思っておりますが、今後、活用ができるような村有地の農地については、保全管理等をしていきたいと今のところ私は考えておりますが、いわゆる前田西地区という部分が村所有の農地かなと思っております。

今後の活用法ですが、村でのなかなか作付等は難しいという部分もありますし、あと一部前田行政区さんの市民農園ということでの貸し付けをしているという部分がありますので、今後、一応、今のところは前田行政区さんにソバの作付をしたいという動きがありますので、それらの部分と今後活用について検討させていただければと思っております。以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私から23ページの農地費の作業人夫賃709万5,000円の部分でありますが、これと関連しまして14の重機借り上げ、あと原材料ということで今回の土砂上げの費用を計上しておりますが、金額的には、まず土砂の数量を概算的に拾っています。それで、ある程度、数量を出しまして、それで人夫賃の人数を出しております。数字的には430人ということで今のところでは概算で出しております。単価的には村の単価を使用しているということでやっております。

23ページのフレコンの8,000ベクレルの振り分け、置き場、搬路方法ということですが、今のところ計画していますのは、やはり線量をはかりながら、8,000ベクレルという部分もありますけれども、県で今河川が表面線量0.23という1つの区切りでやっているものですから、そちらで袋を振り分けしながらやっていきたいなと思っております。今のところ、置き場におきましては1カ所の置き場と同じような置き場になります。その後、環境省と協議をしながら環境省の最終処分という方向で協議していくという考えであります。

とりあえずは、搬路の方法としては除染と同じような形でフレコンに詰めて運搬をして仮置き場に持っていくと。ある程度、仮置き場のところでは8,000ベクレル以上、以下の部分についても一緒の形で保管させてもらうという形になるかと思います。以上です。

教育課長（村山宏行君） 29ページで学校の学力向上推進事業ということについて学校から要望があった各検定についてということでお答えさせていただきます。

こちらにつきまして、内訳は3,000円の検定料で漢検、英検、数検3教科を88名の生徒2回分ということで要望しております。根拠としましては、中学校として学力向上を図るた

めの中学校の取り組みとして実施するということで学校から要望があったものでございます。

ご指摘の、本来、村の学校に通うべき中学生というのは本年度199名あったわけですが、現在のところ88名の生徒が通っているというところであります。差が111名あるわけではございますが、あくまでもこの取り組みについては学校としての学力推進のためということでの学校の取り組みを支援するということありますので、ご理解いただければと思っております。

総務課長（愛澤伸一君） 31ページの葬儀所の土地購入費、それから工場の建物取得費に関連する今後のスケジュールと今後の整備費ということでございます。

今回、補正予算をとらせていただいておりますが、現在、国・県と財源の確保について協議中でございます。こちらが国からはつきり決まりませんと、先に契約してしまいますと、それが補助の対象となりませんので、まずは国との財源交渉を優先させているところでございます。

そちらでどういう事業の該当になるかまだわかりませんが、財源が一定程度の確保がされましたら、土地、建物の買収の契約、その後、設計業務に入りまして工事に入るわけでございますが、できれば竣工を来年度中くらいには完成させたいと現在考えているところでございます。

事業費でございますが、現在のところ、概算ということでありますけれども、土地の購入から設計費、工事費、それから中の備品の購入費等々を含まして、おおよそ3億円程度で整備したいと考えているところでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） JAと詰めてきているという話があったんですけども、全員協議会かなんかで、いや、建物を整備して村民が借りてやる場合に貸す施設にするんだというお話をだったんですけども、そうすると施設を管理するのをJAと詰めているという話でしょうか。

副村長（門馬伸市君） 施設そのものは、建物も土地も買収させていただければ村のものになりますが、施設の運営については、やはり場所だけ貸してほしいという村民ももしかしたらいるかもしれません、やはり葬儀となりますとある程度の葬儀のシステムというものが必要だということで、村の直営ではできませんので、以前、農協さんとあそこの近くの土地を葬儀所にすることで交渉していたんです。今の月電の建物の東側になりますか。それで、その後、震災に遭ってしまって、農協さんでは取り組みしないということになりました。

でも、農協さんでやらないので何も村は対応しないというわけにもいきません。先ほどお話ししたように、もう2年前からそういう声も上がっています。最近は特に、避難指示解除に向けて葬儀所の確保というのも結構行政としては出てきていますので、そうしますと、やはりノウハウを持っている農協さんで、例えば、葬儀になりますとお通夜、それから告別式その他ということで、3日、4日の会場使用になると思います。そのときに、希望すれば農協だけではないと思いますけれども、葬儀の業者さんにそこを一時お貸しすると。かかった経費は申請した使う方が葬儀の業者と話し合いをして負担していくと。村の

施設ですから、当然、使用料のことも出てくると思いますが、こういう事態ですので、できるだけ使用料を安くして使っていただくと、こんな予定をしております。

多分、川内だと年間2件とか3件ぐらいしか使わないということもあります、私もつくったときにどの程度の利用があるのかなと思いますが、なくては震災前のように自宅葬というのは到底できかねるということありますから、それはやはり行政として生活のインフラの一部ですから、整備をして、できるだけそういう機会のときに利用していただくということだと思います。

○ 7番（佐藤八郎君） 副村長、葬儀所はインフラ整備の1つだなんて今言っていますけれども、今までセブンイレブンと道路、葬儀所もインフラ整備の1つに入るということですね。

○ どこの組織、大分この5年2カ月以上の中でいっぱい出てきましたけれども、孫さん、曾孫さん、小さい子供が結構お別れなりなんなりで来るんです。そういう小さい子が来るところの場所として、飯館村の役場の近く、役場のモニタリング0.43とか28とか、そして10メートルなり15メートル歩くと空間で1を超えるような、そういう放射線量が漂っているところに、そういう子供や産まれたばかりの人までも集まって活用していただきたいという旨でしょうか。

副村長（門馬伸市君） 線量管理の話になると、また一般質問の繰り返しになりますが、最低限としてやはり健康に害のない形で線量管理をしながら、学校再開も同じであります。ですから、そういう場所では葬祭はしたくないという方は村外でやられるでしょうし、そうでない方もいっぱいおられると思います。村でぜひ葬儀はやりたいという方もおられますので、今、佐藤議員のようにそういう不安のある方は、多分、村の施設は利用しないのかなと思いますので、それぞれ利用したいという方もいるわけですから、村としてはそれに寄り添って、そういう場所の提供というのも必要ではないかということで、今回、予算化させていただいて整備するということです。

○ 7番（佐藤八郎君） いや、不安のある人を無理やり利用させるなんていうことはないでしょ
うけれども、いずれにしろ、そういう放射線量の空間線量のあるところでの活用になる
というのは前提にあるということでしょうと思いますけれども。

あとは、利用する人の負担だけで公租公課を賄えるとは思いませんけれども、そうすると来年度完成でありますから、維持経費云々ということではどのくらいが考えられるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、設計もまだでき上がってない段階、これからやっと予算をとった段階でございまして、その辺の予測は非常に難しいところでございますけれども、なるべくランニングコストのかからない建物にしたいということで努めてまいりたいと思います。

○ 7番（佐藤八郎君） いいいたてクリニック、ワゴン車のことでの送迎ということで、これは7月から長期宿泊云々、来年度3月解除という方針を持って進めている限り、この辺をきちんとしないとだめだなと思いますし、当面、運営はどのようにして、ワゴン車は電話をもらったら自宅お迎えなのか定期的に走らせるのかわかりませんけれども、それは宿泊者名簿なり、帰村してからの計画となるのか、今の段階で提言ではという話だったので、村

としてはそういう点ではどう思っているのか。

副村長（門馬伸市君） 患者に限らず、巡回バスの運行について買い物とかいろいろあるんですが、その辺、今詰めているところです。

それから、いいたてクリニックは9月からスタートということありますから、長期宿泊が7月1日からということになりますと、よそのところへの通院も多分出てくると思います。いいたてクリニックは9月からになりますので。その辺のバスの運行、それと今、県道12号線の福島交通と東北アクセスは6往復それぞれのバス会社が走っているんです。朝早くから夜7時、8時ごろまで走っているんですが、その2社に声をかけるのがいいのか、1社にして声をかけて、村内の二、三カ所に停車場、例えば、今度新しく建ててある公民館の前とか、あるいは臼石の辺に停車していただけないかということで今交渉しています。

ですので、その辺、費用はどの辺になるかわかりませんが、結構、南相馬の病院、買い物、あと川俣、福島への通院、買い物というのは当然出てくると思いますので、そうしますと今のバス会社、路線バスはかなり助かるのではないかなどと。

ただ、停車場まで出てくる足のない方の対応も含めて、今、路線バスの運営方法といいますか、巡回バスの村の対応を検討しておりますので、具体的になりましたら、また早めにお知らせはしたいと思っております。

7番（佐藤八郎君） 前田地区の村有地農地保全、これはソバ作付を活用方法としているわけですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 西地区の部分、村有地ということで、まずは除染後の保全管理を村で直営していきたいということあります。それで、今の活用方法ですかという話がありますが、まだ前田行政区の農家の方々がソバをやりたいということで団地化的なものも図っていきたいという話が今あります。まず、自分たちの農地を使うという部分が優先されると思いますが、西地区もし借りることがあれば優先的に貸し付けをしていきたいという話でございまして、まだ具体的な決定をされているものではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 作業人夫430人、ちょっと私の理解が足りないんだろうけれども、重機借り上げは、河川は、何か村道の脇の用排水路云々とかじゃなくて、これは河川とすれば430人の人夫は一体、村が指定した……。これはよく意味がわからないんだけれども、8区間5,140メートルとある。そこに430人の人夫はどう理解したらいいんですか。

建設課長（高橋祐一君） 今回の部分に関しては、基本的に農業用の用排水路という部分であります。先ほど、8カ所ということで全部はちょっと今資料がないんですが、代表的には伊丹沢です。笹ノ沢から伊丹沢、山田の部分です。あの部分についての大きな圃場整備でつくった柵渠の排水路があります。そういうところの土砂上げをするということで、土砂に係る人夫、当然、機械でもやりますけれども、そのほかに事前に草刈りもしなくちゃいけないし、土砂上げの部分の補佐もしなくちゃいけないという部分で、ある程度、これは設計士さんの推量430人という形で今計上しております。当然、現場に行けばそれなりの現場状況の作業は変わってくるので、それは現場において作業人夫賃の人数は変わってくる

のかなと思います。

それと、先ほどの8カ所の場所なんですが、一応、飯槌の一町畠というところの大久保関係です。そこに2カ所あります。あとは飯槌の大火の部分、飯槌の原、閑沢、比曽、伊丹沢、飯槌の板橋というところであります。これは先ほど言いましたように、100カ所以上の場所の中から事業選定として帰還加速事業を行うためにモデルとして、とりあえず今回は上げさせていただいて、その中でいろいろな実施等しながら次の工程に進みたいと思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、村で実証としてそこをやると指定して予算を上げていると。村民が申し込んだり、やってほしいという話に答えているものではないということですか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど言いましたように、全体では100カ所以上の場所、当然、村民の方からの要望箇所もありますし、我々の調査で調べた中であります。そういう中で、今後、全てをやっていくという方針の中で、今回、緊急性の高いところということで我々が選定いたしまして、それで8カ所を選定したという経緯があります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、当面、この8区間を緊急性があるからやるということで、残りの部分も今後計画的にやっていくということですね。

8,000ベクレルという部分ですけれども、以上のものがクリアセンターに行って、以下のものはどうなるのか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどもお話ししましたが、一応、今、8,000ベクレル以上の分については環境省で最終処分をお願いしたいという形で、決まった話ではまだないです。ですから、今回は8,000ベクレル以上の分、以下の分に関しても同じクリアセンターで保管して、今後、処理方法を協議していくという考えであります。

7番（佐藤八郎君） あと何だっけ、さっき、県の基準0.23なんだとかかんだとか、その辺、もう一度。

建設課長（高橋祐一君） 今回、先ほど言いました閑沢から松塚の区間の県の工事の発注の内容を確認しますと、数字的に8,000ベクレルという数字じゃなくて表面線量0.23以上のものに関しては袋詰め、以下のものに関しては普通の流用土として使えますよという設計に今なっておりまます。県では0.23以上のものは袋詰めと。とりあえず、村としては0.23ではなくて基準的に8,000ベクレルではあるんですが、それは後々はかるとしても村のものについては全て袋詰めして運搬するということで考えています。ですから、県の基準の中で考えると0.23という数字が出てきます。以上です。

議長（大谷友孝君） 課長、0.23の単位は何だ。

建設課長（高橋祐一君） 浩みません、時間当たり0.23マイクロシーベルトという数字であります。

7番（佐藤八郎君） ちょっと聞き忘れたんですけども、人夫430人が出た場合、これは一般の人がスコップで上げるとか云々じゃないんでしょう。作業服はどういう部分で対応する仕事なのか。普段にやる……。多分、泥ですから、ちょっと上げてはかかるって、ちょっと上げてはかかるってという作業にはならないでしょうから、どんな流れになるの。

建設課長（高橋祐一君） 一応、村で考えていますのは、村内4業者と協議しまして、4業者にお願いして人夫賃、重機借り上げ等でお支払いしたいと考えております。当然、除染的な部分もありますので、それは電離則に基づいて、服装なり線量管理をしていくという考え方であります。

7番（佐藤八郎君） 学力向上ですけれども、飯館中学校としての授業の要請なので予算をとった。飯館中学校に上げていない中学生は対象ではない、英数漢検定受験料の希望があつた場合はどうなるんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 基本的に、英検、漢検、数検につきましては、個人の資格あるいは個人の学力の程度がどの程度かということで把握するためということで個人で受けられているというのが実態でございます。ただ、今回、学校から学力向上ということで中学生全員に受けさせたいということで希望でございますので、そちらについて村としては対応したいということで考えたところでございます。

（ ）
その他の学校に行かれた方々というのは、やはりそちらでの対応というのが今のところかなと思っております。

7番（佐藤八郎君） 飯館中学校に上がっていない中学生に対しては、対応はしないということですか。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、それぞれの学校に、子供さん、親御さんが話し合って決めて学校に通っているわけでありますから、今ほどの学力検査については、飯館中学校についてはそういうことでやらせていただくということで、その他の学校につきましてはそれぞれの学校で対応していただくというのが流れなのかなと考えております。

7番（佐藤八郎君） 上げている学校での対応なので、村は飯館中学校に上げない中学生については関係ないという話ですね。

葬儀所ですけれども、完成し使用できるまで3億円、今のところ、大まかにかかる的なお話ですけれども、維持経費については今後の問題だそうですけれども、何年か後には後年度負担というのもそれぞれ出てきますけれども、建物がここは目白押しに続いているので、葬儀所についての後年度負担の規模はどのくらいと見てますか。

（ ）
総務課長（愛澤伸一君） 先ほどもお答えしてございますけれども、まだ設計が固まっていない段階でございまして、ちょっと予測が難しいところでございます。

ただ、年間の利用状況を大体、川内村さんなどでは年間数件だと、村でもそんなに年間の利用件数は多くはないのではないかとも思っております。利用しない期間の建物については、特段、経常的な基本料金等々で済むのかなと、光熱水費ですが、その程度で済むのかなと思っておりまして、それほど大きくない数字にしたいとも思っております。

また、なお設計上、断熱あるいは省エネルギーに努めまして、維持経費のかからない建物にしてまいりたいと考えてございます。

議長（大谷友孝君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6番（伊東 利君） 1点だけ確認というか提案したいと思います。

今も佐藤議員から葬儀所のことについて、るる議論されていましたようありますけれども、私も葬儀所については必要であるという観点から今まで発言してきたつもりであります

て、その運営についてであります。3億円程度かかる、これから事業を行うわけでありますけれども、一番はこの事業を進めていくに当たっては、やはり運営する組織体のものをきちっとやっていかないと私はだめではないかということであります。

この前の副村長の話でも、農協との話は進めているんだということでありまして、私も農協を訪ねてみました。いや、今、そういう提言があって考えてはいますということでありますけれども、やはりきちっとした1つの事業される主体的なものがないと、誰にでも貸すというのは平等でいいのかもわかりませんけれども、例えば、亡くなられればすぐ遺体搬送を行うというのが葬儀なんです。病院からすぐ出さなきやならない。そうすると、死亡しているならいつもそうでしょうけれども、そこからのあっせんというんですか、業者はいろいろ出しておくんです。亡くなったらこの葬儀屋にということになりますから、私も担当しましたから、そうやってそちら優先になります。

○ ですから、ある程度のいろいろなものはここだよとやっぱり定めておかないと、誰でもいいから場所貸してくれというだけでは、本当に1年に何件かのことになってしまふんじゃないかなと私も思いますし、それがあることによって件数は3件なり5件ではなくなるということも1つの事業運営している中である。

あと、もう一つ、何で複数でどうのこうのどいうのは、中にあれほど立派な設備がされています。ここを壊していったのはどこの業者だなんていうことで收拾つかないようなことになっていて、最終的に村だけが負担することになるような考え方ではだめなので、やはり、これは大変ないい事業だと私は理解していますし、これをきちっと運営して、将来、安心してこの部分も任せられるという仕組みにするべきだと思って発言しました。

村長（菅野典雄君） 営々と役場と農協の関係は、深い関係で来ておりますので、趣旨はもう十分わかっておりまし、その辺はやっていきながら、かなりいろいろこれから多様なことも出てくるかもしれませんから、その都度その都度、考えさせていただきますが、深い関係はしっかりと保っていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

4番（北原 経君） それでは1点だけ。

いいいたてクリニックの清掃業務から点検、改善なんですけれども、車とかで9月とか開業するということになります。特にいいいたてクリニックのようなところは、薬をもらいに行くというのが90%以上だと思っております。緊急の場合は、恐らく下がってしまうというのが予想されますので、やはり院外処方でも院内処方でも、薬をきちっとその日にいただける体制づくりというものが一番大切です。二度足を運ばせるとか、遠くまで行って薬をもらってこなくちゃならないということがないように、やはりそれをきちっと交渉していただいて進めていただければと。

村長（菅野典雄君） あさって、私は打ち合わせする予定でございますので、その辺、しっかり聞いてきたいと思います。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第54号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」について、反対の立場で討論いたします。

私は、一般質問で提案申し上げたように、原発事故により我がふるさとはどれだけ被害を受けたのか、多くの村民の働く場として村内全域調査と長期にわたる完全除染作業により、村民の命と健康を守り発展させるべきであり、子供への特別助成、葬儀所や農地利用による営農、牛飼いなど伺いましたが、もっと先にやることがあるのではないか。村民の生活上でも、生活助成や衣食住、何よりも村民の健康を守る事業など、たくさんあります。

原発事故を起こされ放射性物質が広散され、危険で住めない飯館村となり、コミュニティが少し保てる仮設公共施設へは村民の約3割が避難し、残りの約7割は借家、家購入などの避難が続き、5年2カ月が過ぎ去っています。特に、長期間に当たっての村民への健康と命を守る予算施策が上がっていないことに対して、不安と不満を申し上げ、発言を終わります。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから議案第54号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、議案第54号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第55号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第55号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

○日程第7、議案第56号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第56号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

○日程第8、議案第57号 平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第57号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

○日程第9、議案第58号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第58号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 条例改正理由によりますと、改正後において均等割額の1人当たりが大分6,800円ほど上げられておりますけれども、基本的にはこの改正でどれだけの負担増になっていくのか。ただいまは被災地ということで減免にはなっておりませんけれども、伺っておくものです。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問についてですが、国保税のいわゆる課税総額の増額の割合ですが、前年比36.2%の増になっております。以上です。

7番（佐藤八郎君） 所得割も2.8%から4.09%ですか、全体としては負担増なんでしょうか。軽減額が上がっているので軽減される人はずっと軽減されていくんですけども、そうでない方は大分上がるという内容ですか。

住民課長（細川 亨君） 全体的に税金、国保税に関しては上がるということで間違いございません。応益割、応能割ということで、応益割が46%、応能割が54%ということで前年と大体同比率ということで課税しております。この部分が大きく変わったという部分については3月補正で積立金としまして1億円積み立てているものですから、歳入の補填としまして減免前ですから、その部分で繰越金がふえているという状況で国保税が上がっているということでございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 積み立てあって云々はいいんですけれども、国保会計そのもので解決とか負担が余りにも多ければ一般会計を繰り入れしながら軽減策を考えるという流れになろうかと思いますし、さらに来年3月以降解除云々なんて減免がいつまで続くかわかりませんけれども、そのときに、1回にこの額に飯館に戻っている負担になっていったら払えない人が大分出るのではないかという心配があるものですから、長期見通しに立って、どう考えているか、もう一度お伺いいたします。

副村長（門馬伸市君） 毎回、今の時期6月になると国保税の話になります。私もずっと前から同じお答えをしていますが、おっしゃられるとおりです。今回も1人当たり1万8,000円ぐらい上がります。ですから、今、減免になっているからですが、当然、減免がなくなれば滞納者がかなり出てくるということも十分予想されますし、今まででは一般会計からできるだけ保険税を低くするために調整していますが、それも多分限界です。

それで、私は、今回、2年後の国民健康保険の保険者が福島県になるという話で進んできたのすごく期待していたんです。というのは、大きな市も我々のような小さな村もならして調整して保険税が課税になるのかなと思って、これはいいことだとは思っていたんですが、現実的には保険者が福島県になっただけで課税とか徴収とか何ら変わりないんです。ですから、多分、今、ご質問のあったように大変な状況なんです。国保の保険者も加入者も。

ということで、とりあえず、そういう厳しい状況ではありますが、福島県が保険者になった以上は、すぐには調整できないと思いますけれども、やはり段階的に小さなところと大きなところと調整して、県として、今度県が保険者になりますから、できるだけ負担増になる人口の少ないところ、高齢化率の高いところというのは、当然、医療費もかさむし医者にかかる度合いも多いわけですから、そんなところで段階的に調整してならしていくような、そういう要望も当然していく必要があるのかなということと、県だけではこれはどうしようもないんです。國の方から保険者が県になるわけですから、今までのシステムではない形の制度になるわけなので、國の支援というのも大切だと思います。

ですので、一気にはなかなかいかないと思いますが、ご心配のことは全く私らも本当に心配しています。ですので、制度改正に向けて、当然、各自治体のそういう要望も強まつ

てくると思いますので連携して、できるだけ被保険者の立場に立って保険税を調整できる
ようなシステムにしていただけるように要望してまいりたいとは思っております。

議長（大谷友孝君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから、議案第58号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議案第58号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第59号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）日程第10、議案第59号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから、議案第59号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議案第59号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第60号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）日程第11、議案第60号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

議長（大谷友孝君） これから議案第60号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第61号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第61号「相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。（）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号「相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号「相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第62号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村松塚地内）請負契約について（）

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第62号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村松塚地内）請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 財源と管理方法と期間と、対応される農家名は。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、この事業の財源の事業名でありますが、福島再生加速交付金事業費の中の被災地域農業復興総合支援事業という部分で、75%の交付金事業で、あと25%については特別交付税に乗ってくるということで、10分の10の交付金事業ということあります。

それで、一応、施設の耐用年数については、当初、8年という部分がありましたが、今は10年と変更になったと聞いております。

それで、今回の交付金事業で対象となる方については松塚地区の花卉農家であります、現在まで福島市の飯野町で花卉をやってこられた方ということでございます。対象の方、

事業主となる方は1名であります。今回の復興交付金の中での計画では、家族の方と、あとは将来的にはパートの方を雇用していきたいという計画で運営されています。

議長（大谷友孝君） ほかにござりますか。

7番（佐藤八郎君） 1人なんですか。全協かなんかで前に聞いたのと違うような気がするんだけれども。

復興対策課長（中川喜昭君） それで、今回、この交付金事業を受けて、4月の補正の中で計上させていただいて、議決事項が必要な部分が今回の62号と63号ということで上げさせていただいております。

それで、4月の補正の段階では、あのときはカスミソウの生産団体をつくるということで、そこに4名の方々がカスミソウの部分でやるということでございます。それと話が合わさっている部分があるかと思いますが、一応、今回のこれにつきましては、事業主としては1名の方、あとは家族の方、あとは地域で雇用していくという計画で動くということでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 貸し与えですから、8年が15年になったの、期間。（「10年」の声あり）
10年後はどうしようもないですからそのまんまでよ。

復興対策課長（中川喜昭君） ハウスの耐用年数という部分で、村の財産でありますので、耐用年数期間は村の施設ということになります。耐用年数が過ぎた後は、国の話ですと無償譲渡でも構いませんという話があるということです。ただ、村が持っていくこともありますし、その時点で耐用年数が切れた後は無償譲渡もできるという内容になっております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村松塚地内）請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事（飯館村松塚地内）請負契約について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号 農業用機械（飯館村松塚地内）の取得について

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第63号「農業用機械（飯館村松塚地内）の取得について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 財源と管理方法と期間も伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業につきましても、先ほど申し上げましたように、福島帰還再生加速交付金事業でございまして、被災地域農業復興総合支援事業の交付金でございます。交付割合は先ほどの4分の3、75%、残りの分については特別交付という形になっております。

あと、施設等につきましては村の財産ということでの今回の計画で申し入れている事業主に貸し付けるということでございます。機械の耐用年数はそれぞれ違いますが、村としての管理については耐用年数それぞれの部分でやるということでございます。あくまでも村の財産で貸し付けということでございます。

農家の方につきましては、松塚の農家の方で、今まで中島村で畜産農家をやってきた方が、今度、飯館村内で水田放牧の実証をしながら、機械等を使って管理していくということございます。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号「農業用機械（飯館村松塚地内）の取得について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号「農業用機械（飯館村松塚地内）の取得について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第64号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて」の件は同意することに決定しました。

◎日程第16、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君）　日程第16、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君）　日程第17、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

○ 総務文教常任委員会から長期宿泊時における災害時の飯館消防分署の出動体制と帰村に向けての村営住宅改修の状況について、産業厚生常任委員会から帰村に向けた村民生活基盤とインフラの整備について、先進地調査をする旨の申し出があります。

次に、議会広報編集特別委員会から先進地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに特別委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、各常任委員会並びに特別委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第18、議員派遣の件

議長（大谷友孝君）　日程第18、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で平成28年第5回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午前11時43分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月16日

飯館村議會議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 佐藤八郎

同 会議録署名議員 飯橋善二郎

同 会議録署名議員 高野寿一